

国指定史跡 見沼通船堀
保存活用計画

令和9年〇月

例言

- 1 本書は、埼玉県さいたま市緑区と埼玉県川口市に所在する国指定史跡見沼通船堀の保存活用計画である。
- 2 本計画の作成は令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）まで行った。
- 3 計画策定にあたり、文化庁文化庁第二課及び埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課（令和5年度は埼玉県教育局市町村支援部文化資源課）の指導を得た。
- 4 本書の執筆・編集は、さいたま市教育委員会事務局文化財保護課及び川口市教育委員会事務局教育総務部文化財課が行った。

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	5
(1) 計画策定の沿革	5
(2) 計画の目的と対象範囲	5
(3) 策定体制	6
(4) 協議会の設置・経緯	7
(5) 関連計画との関係	9
(6) 計画の実施	13
第2章 史跡等周辺環境	14
(1) 自然的環境	14
(2) 歴史的環境	16
(3) 社会的環境	26
第3章 史跡等の概要	33
(1) 見沼通船と見沼通船堀の歴史	33
(2) 指定に至る経緯	38
(3) 指定に至るまでの調査成果	38
(4) 指定の状況	40
(5) 指定後の調査成果	43
(6) 木曾呂の富士塚の調査成果	47
第4章 史跡等の本質的価値	49
(1) 指定当時の史跡等の本質的価値の明示	49
(2) 新たな価値評価の視点の明示	49
(3) 地区区分の設定	51
(4) 構成要素の特定	51
第5章 大綱（基本方針）	53
第6章 保存（保存管理）	55
(1) 保存（保存管理）の現状	55
(2) 保存（保存管理）の課題	55
(3) 保存（保存管理）の基本方針	59
(4) 保存（保存管理）の方法	60
(5) 現状変更の取り扱い基準	63
(6) 植生管理	66
(7) 追加指定	67
(8) 公有化	67
(9) 防災	67

第7章 活用	68
(1) 活用の現状	68
(2) 活用の課題	69
(3) 活用の基本方針	70
(4) 活用の方法	70
第8章 調査	74
(1) 調査の現状	74
(2) 調査の課題	74
(3) 調査の基本方針	74
(4) 調査の方法	75
第9章 整備	77
(1) 整備の現状	77
(2) 整備の課題	78
(3) 整備の基本方針	79
(4) 整備の方法	80
(5) 整備の実施（短期的・長期的展望）	85
第10章 運営・体制	86
(1) 運営・体制の現状	86
(2) 運営・体制の課題	86
(3) 運営・体制の基本方針	87
(4) 運営・体制整備の方法	87
第11章 実施計画	89
(1) 施策の実施計画の策定	89
(2) 施策・事業の実施への対応	90
第12章 経過観察	91
(1) 経過観察の方向性	91
(2) 経過観察の方法	91

第1章 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

見沼通船堀は享保16年(1731)に造られた、見沼代用水と芝川の間を川船を通すための堀である。水位差のある見沼代用水と芝川の間を船を通すために、いわゆる閘門式運河の仕組みがとられた。見沼通船堀は、大正時代後半には利用されなくなり、昭和6年(1931)に正式に利用が停止された。

昭和30年に「尾間木通船ほり遺構」として埼玉県指定史跡となり、昭和32年には名称が「見沼通船堀遺構」に変更されている。昭和57年には「見沼通船堀」として国指定史跡となり、浦和市が管理団体に指定された。

昭和59年には、「史跡見沼通船堀保存管理計画」が策定され、平成元年(1989)に「史跡整備計画」が策定されたのを皮切りに、整備事業の準備が進められた。平成6年度から平成9年度にかけて、整備事業が行われた。平成14年に見沼通船堀東縁の一部、水神社、木曾呂の富士塚が追加指定された。そのため、川口市が木曾呂の富士塚部分の史跡の管理団体となった。その後、平成20年代ごろには、史跡内の随所で劣化が確認されてきたことから、再整備事業が計画され、平成28年度から令和7年度にかけて、実施している。

このように整備事業と再整備事業によって、史跡の整備が行われたが、見沼通船堀を後世に継承していくとともに、一層の魅力向上を図るために、今後も保存・活用を推進していく必要がある。加えて、見沼通船堀の本質的価値などを検討する必要もある。そのため、従来の保存管理計画を改訂し、保存活用計画を策定する。

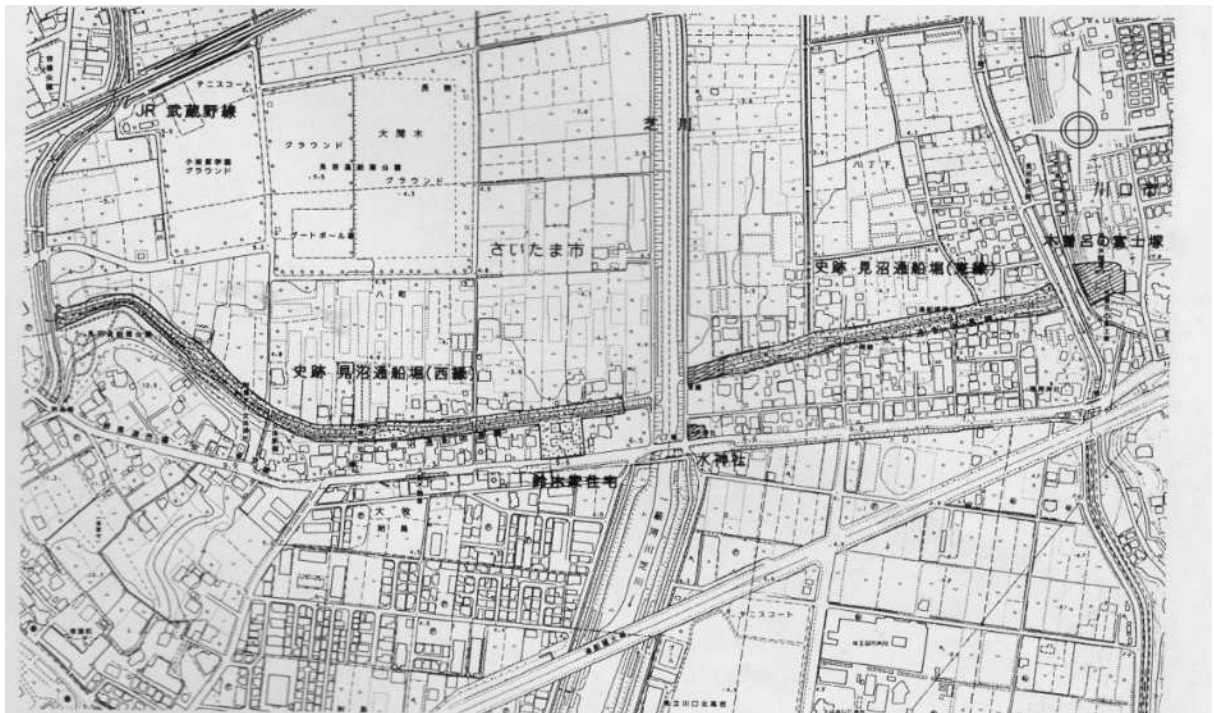
(2) 計画の目的と対象範囲

① 計画の目的

見沼通船堀は、国内最古級の閘門式運河であり、近世の商品流通や地域社会の歴史を理解するうえで重要な史跡である。本計画は、見沼通船堀の本質的価値や構成要素について再確認を行うとともに、将来にわたって史跡を適切に保存・活用していくために講ずべき措置や方針を明示することを目的とする。

② 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡見沼通船堀の指定地内とする。ただし、指定地外にも関連する施設や文化財が点在しているため、それらについても必要に応じて検討を行う。



(3) 策定体制

本保存活用計画策定にあたり、本史跡がさいたま市と川口市にまたがる史跡であることから、令和8年3月31日に「史跡見沼通船堀保存活用計画策定に関する協定書」を締結し、両市による策定体制を構築した。

さいたま市

氏名	役職名
小林 昌彦	文化財保護課 課長 (令和7年度)
金子 洋幸	文化財保護課 課長 (令和8年度)
井上 拓巳	文化財保護課 史跡整備係長 (令和7年度)、課長補佐兼史跡整備係長 (令和8年度)
菅沼 翔伍	文化財保護課 主査
本澤 航	文化財保護課 主事
伊藤 舞	文化財保護課 主事 (令和8年度)

川口市

氏名	役職名
上野 浩一	文化財課 課長
永瀬 幸代	文化財課 課長補佐兼文化財保護係長

浅井 希	文化財保護課 主任
齋藤 安基	文化財保護課 主事補（令和7年度）

さいたま市・川口市打ち合わせ記録

期日	主な議題
令和6年5月17日（金）	・計画策定に係る現状の確認 ・県担当者同席による事前指導
令和6年6月28日（金）	・他の史跡保存活用計画事例の確認
令和6年10月18日（金）	・計画素案の作成 ・協議会委員候補者の選定
令和6年12月18日（水）	・計画策定事務
令和7年2月28日（金）	・保存活用計画素案の確認 ・ワークショップ実施
令和7年4月24日（木）	・保存活用計画素案の確認 ・協定書の内容の確認
令和7年6月12日（木）	・ワークショップ実施
令和7年7月16日（水）	・ワークショップ実施 ・協定書の内容の確認
令和7年10月3日（金）	・ワークショップ実施
令和8年3月17日（火）	・協定の確認 ・策定スケジュール確認

（4）協議会の設置・経緯

保存活用計画の策定にあたっては、文化庁と埼玉県の指導のもと、有識者・土地の所有者で構成される「見沼通船堀保存活用計画策定協議会」を設置した。さいたま市文化財保護課が必要な調査を行うとともに、保存活用計画案を提示し、保存活用に関する方向性や手法について、専門的見地による協議を行った。

また、さいたま市庁内関係部署による庁内検討会議「史跡見沼通船堀保存活用計画策定検討委員会」を開催した。加えて、市民からの意見聴取のための機会として、ワークショップを開催した。

①見沼通船堀保存活用計画策定協議会

名簿

氏名	所属・役職等	備考
----	--------	----

老川 慶喜	立教大学 名誉教授、さいたま市文化財保護審議会委員	日本近代史
山本 孝文	日本大学 教授	考古学・史跡
渡辺 洋子	芝浦工業大学 名誉教授	建築史
原 直史	新潟大学 教授	日本近世史
有元 修一	目白大学 名誉教授	民俗学
鈴木 甫	鈴木家住宅所有者	所有者・地元代表
関根 佳幸	見沼代用水土地改良区 管理課長	所有者

オブザーバー

氏名	所属・役職
浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財 調査官
宇高 美友子	埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課 主事

会議記録

期日	議事内容
令和8年5月22日(金)	保存活用計画第1章から第3章までの内容
令和8年7月〇日(〇)	
令和8年8月〇日(〇)	
令和8年11月〇日(〇)	

②史跡見沼通船堀保存活用計画策定検討委員会（庁内検討研究会）

史跡に関係するさいたま市の関係部署と連携するために、庁内検討研究会として史跡見沼通船堀保存活用計画策定検討委員会を開催した。

名簿

課所長名	役割
経済局 商工観光部 観光国際課 課長	観光・国際関係
都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課 課長	見沼田圃関係
都市局 みどり公園推進部 都市公園課 課長	見沼通船堀公園関係
建設局 下水道河川部 河川課 課長	河川関係
緑区役所 区民生活部 コミュニティ課 課長	緑区自治会・コミュニティ関係

教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課 課長	地域学習・学校教育関係
教育委員会 生涯学習部 博物館 館長	生涯学習・地域学習関係
教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護課 課長	史跡の保存・活用関係（さいたま市）
川口市教育委員会事務局 教育総務部 文化財課 課長	史跡の保存・活用関係（川口市）

会議記録

期日	議事内容
令和8年5月14日(木)	保存活用計画策定に関する内容説明

③ワークショップ

開催記録

回	日程	主な内容	参加者数
第1回ワークショップ	令和7年10月18日(土)	現地フィールドワーク。職員の解説を受けながらの現地見学。	13名
第2回ワークショップ	令和7年11月1日(土)	屋内グループワーク。見沼通船堀の保存と活用についてのディスカッション。	11名

(5) 関連計画との関係

①上位計画（さいたま市）

A 2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン（総合振興計画）

長期的な展望に基づく都市づくりの将来像を示すとともに、市政を総合的・計画的に運営するための各行政分野における政策や施策の方向性を定める市政運営の最も基本となる計画とされている。基本計画と実施計画の2層から構成されている。計画期間は、基本計画が、令和3年度（2021）から令和12年度までの10年間、実施計画が、令和8年度から令和12年度までの5年間となっている。

B さいたま市教育大綱

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、その目標や施策の根本となる方針を定めたものである。基本方針の1つとして「本市をホームタウンとする2つのJリーグクラブや全国規模の競技施設に代表される多様なスポーツ資源、国指定特別天然記念物を含む指定文化財や「盆栽」「人形」などの地域に根差した多くの文化芸術資源等を生かして、盛んに行われるスポーツや文化等の多様な市民活動を通じて、全ての人が健康で生き生きと暮らすことができる都市を目指します」と規定されている。平成

27年(2015)に策定、令和3年(2021)3月に改定が行われた。

C 第2期さいたま市教育振興基本計画

本市の教育における基本理念や目指すべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として策定した、本市の教育振興の基本となる計画である。「人生100年時代を輝き続ける力の育成」を基本方向性の1つとし、生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備するなかで、文化財の保存・整備を目的としている。

計画期間は、さいたま市教育ビジョンが、令和元年度(2019)から令和10年度(2028)まで、さいたま市教育アクションプランが、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までとなっている。

D さいたま市文化財保存活用地域計画(令和6年(2024)12月認定)

文化財の保存・活用のための取り組みを中長期的な観点から位置付け、実施するために、今後実施していく具体的な取り組み等について計画が策定された。

②上位計画(川口市)

A 第6次川口市総合計画

まちづくりの基本的な方向性を示す川口市の最上位に位置する長期的な計画である。川口市では「市民とつくるまちづくり」「多様な主体の共生共栄」「多様な市民ニーズに的確する市民福祉の充実」を基本理念として、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、総合的、計画的に取り組む。基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成され、基本計画は令和8年度(2026)から令和17年度(2035)までの10年間、基本計画は前期・後期の各5年となっている。

B 川口市教育大綱

川口市総合計画で示す将来都市像「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」の実現を教育分野からめざし本市における教育の振興を総合かつ計画的に推進していくための方針として定めるもので、基本理念、及び基本理念を実現するための基本目標、施策、推進の柱で構成するものである。大綱の計画期間は5年間とし、川口市総合計画との整合性を図りつつ本市の教育を取り巻く社会動向を勘案して策定する。

C 川口市教育振興基本計画

川口市教育委員会では、「川口市教育大綱」を受け、その基本理念を具現化するため、「川口市教育振興基本計画」を定め、これに基づき学校教育と生涯学習の各施策に取り組んでいる。令和3年度の「川口市教育大綱」改定に併せ、これまでの課題、社会動向の変化に対応し、「川口市教育振興基本計画」も改定された。

③関連する個別計画（さいたま市）

A さいたま市見沼田圃基本計画（平成23年（2011）1月策定）

首都圏に残された平地の大規模緑地空間である見沼田圃について、各部門の諸施策を体系的に取りまとめた地域総合計画として、策定されている。見沼通船堀は見沼田圃の最南端に位置しており、本計画では「歴史・文化遺産の保全」の中に位置付けられている。

B さいたま市緑の基本計画（改訂版、平成19年（2007）3月策定）

将来都市像として「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を目指し、都市緑地法に基づき、本市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画として策定された。緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものである。歴史的資源や見沼田圃の緑の継承が盛り込まれている。

C さいたま市都市景観形成基本計画（平成19年（2007）10月策定）

荒川、元荒川や見沼田圃などの豊かな自然に加え、城下町や宿場町としての歴史、盆栽村、サッカー、鉄道や人形づくりの文化、さいたま新都心に代表される新たな街並みなどの多彩な地域資源を生かし、良好な都市景観を形成していくための基本的な指針として策定された。計画には、見沼通船堀をはじめとする歴史や文化を伝える景観資源が盛り込まれている。

D さいたま市都市計画マスタープラン

さいたま市全体や地域の将来像を示し、これからのまちづくりを進めていく上での施策展開の方向性を示すものである。その中には、歴史文化資源の保全・活用を行うとともに、魅力ある都市空間や地域資源を結ぶ回遊ネットワークの形成も含まれている。平成17年（2005）に策定し、平成26年（2014）4月に改定されている。

E 第2次さいたま市環境基本計画

市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和3年度（2021）を始期とし令和12年度（2030）までの計画が策定された。この中には、景観の保全（都市景観の保全・歴史的・文化的環境の保全）も含まれている。

F さいたま市農業振興ビジョン2021

農業を取り巻く環境の変化や本市の農業が抱える課題などを踏まえ、農業施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年（2021）3月に本ビジョンが策定された。農業と密接に係る樹林地や見沼田圃に関する内容が盛り込まれている。

G さいたま市田園環境整備マスタープラン

土地改良法の改正（平成14年（2002）4月）に基づき、平成15年（2003）3月に策定され、農業農村整備事業に際しての環境配慮の基本方針や環境配慮工法等を定めた基本計画に位置付けられる。この中には、環境保全の基本方針として、歴史・文化を伝承してきた生活環境の保全・整備も含まれている。

H さいたま市地域防災計画（令和3年（2021）7月改定）

さいたま市、埼玉県などの地方公共団体がその有する全機能を有効に発揮して、市民との役割分担の基に、本市の地域及び施設並びに市民に係る災害に備え、災害予防、応急対策と復旧に至る一連の防災活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的にした計画である。見沼通船堀に接続する芝川の増水時の防災計画などが盛り込まれている。

I さいたま市文化芸術都市創造計画（平成26年（2014）3月策定）

文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定された。将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、取り組みが行われている。

J 埼玉県文化財保存活用大綱

全ての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めるために、地域社会総がかりで文化財の適切な保存活用の促進を目指すことを目的とした大綱である。令和元年度（2019）に策定された。

④関連する個別計画（川口市）

A 川口市緑の基本計画（平成20年（2008）9月改訂）

緑地の保全及び緑化の目標、その目標を達成するために推進すべき緑地の保全・緑化の施策等を定めることとされており、川口市における緑に関する基本計画となる。川口市に残る数多くの歴史や文化の感じられる緑の景観を保全し、次世代の貴重な財産として、子どもたちに継承していくこと。また、保全緑地や保全樹木への指定等を引き続き推進し、地域の特徴的な景観として保全を図る。

B 川口市景観計画（平成19年（2007）10月策定）

景観行政団体である川口市が良好な景観を形成するための目的や方針ならびに良好な景観を形成するために必要な行為の制限の基準を定める。宿場町と日光御成道の面影を残す建造物、生活道、市などの関連資源を活用し、歴史的な界限や沿道の景観形成を図る。

C 川口市地域防災計画（令和6年（2024）6月改訂）

川口市の地域に係る災害について、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

D 川口市文化芸術基本計画

文化芸術の分野においては、市民の多様な文化芸術活動への意欲を高め、自己実現をかなえるための支援をし、一人ひとりの活動の自主性を尊重しながらも、お互いに交流し、協力しあえる市民生活を目指し、総合的に推進するため、「川口市文化芸術基本計画」を策定する。

(6) 計画の実施

本計画の期間は計画認定の日から令和18年度(2036年度)末までとする。計画期間の内、保存活用計画認定の日から令和13年度末までを第1期計画期間とし、令和14年度から令和18年度までを第2期計画期間とする。

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	
さいたま市	さいたま市総合振興計画	基本計画（令和3年度から10年間）					次期計画（令和13年度から）									
		実施計画（令和8年度から5年間）					次期計画（令和13年度から）									
さいたま市	さいたま市文化財保存活用地域計画	第1次計画（令和6年度から7年間）					次期計画（令和13年度から）									
川口市	川口市総合計画	第6次計画（令和8年度から10年間）														
見沼通船堀保存活用計画	認定	第1次計画（令和9年度から10年間）										次期計画（令和19年度から）				

第2章 史跡等周辺の環境

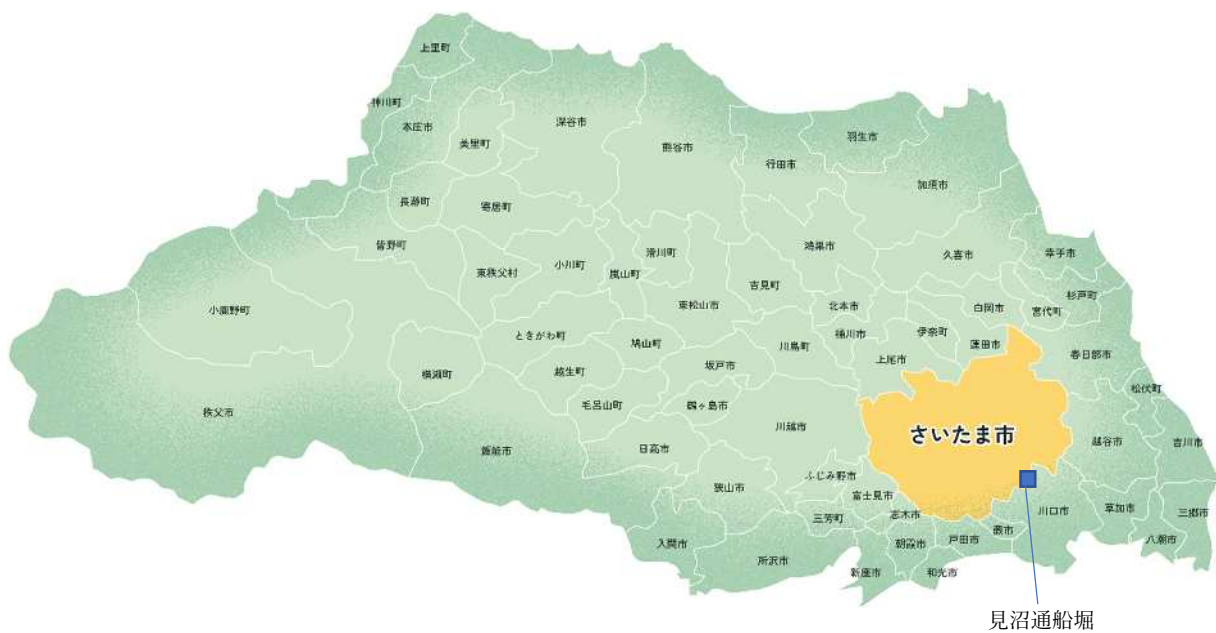
(1) 自然的環境

①見沼通船堀の位置

見沼通船堀は埼玉県さいたま市緑区大間木と下山口新田、川口市東内野に位置する。

さいたま市は、埼玉県の県庁所在地で、埼玉県の南東部に位置し、東は春日部市、越谷市、西は川越市・富士見市・志木市・朝霞市、南は川口市、蕨市・戸田市・北は上尾市・蓮田市・白岡市に接している。市域は、東西 19.6km、南北 19.3 kmで、面積は 217.49 km²である。

川口市は、北にさいたま市、東は越谷市・草加市、西は蕨市・戸田市、東南は東京都足立区に接している。市域は、東西 10.2 km、南北 11.8 kmで、面積は 61.95 km²である。



②気候

日本は、アジアモンスーン地域の一部に属し、さいたま市と川口市は関東平野のほぼ中ほどの内陸部、埼玉県南部に位置する。冬は晴天が続き乾燥した北西の季節風が吹き、夏は湿潤な太平洋高気圧に支配され、梅雨や台風による降水が多いことなどを特徴とする太平洋気候に属している。熊谷地方気象台では、埼玉県を南部・北部・秩父地方の3区分に分類しており、さいたま市は其中で、南部に分類される。南部地方の気候の特徴として、冬の北西の季節風は比較的弱い日本海を発達した低気圧が通過するときには南の風が強まること、気温は、朝の冷え込みが比較的弱く、冬季でも県内では暖かい地域であること、海の影響は南の地域ほど影響を受け易いことなどが挙げられる。

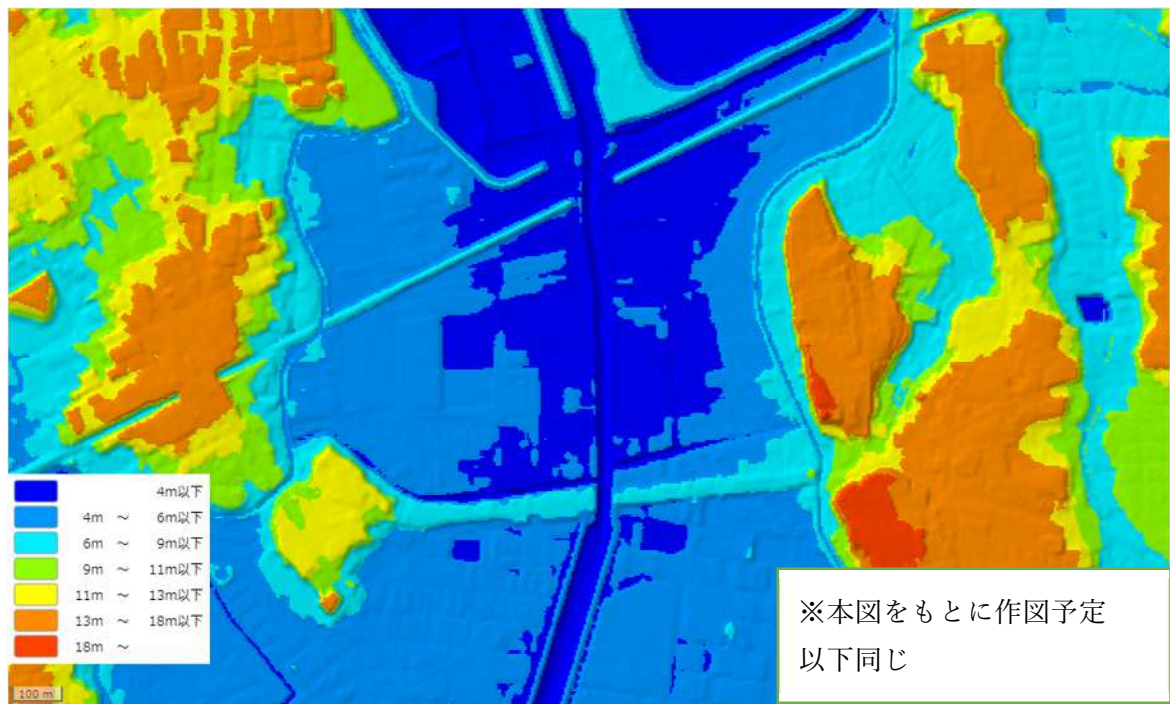
③地形・地質

さいたま市と川口市は、台地及び低地から構成され、すべて平野で、山地や丘陵はない。大宮台地などの台地や、それを取り囲む低地、台地内の細かい谷などから構成されている。

地層については、関東ローム層と下総層群が関東平野の台地を構成しており、さいたま市の地質を構成する上で重要な要素となっている。

関東ローム層は、関東平野の台地や丘陵などを覆っている地層で、礫を除いて砂と粘土が同じ程度混ざり合ったロームと呼ばれる区分の土性を示す地層として研究が始まり、のちに火山活動に由来すると考えられ、ローム以外の土性の地層も含んで、「関東地方の第四紀火山活動に由来する火山灰起源の地層群」と定義されている。下総層群は台地を構成する地層であり、現在の関東平野の原型を形作った地層で、海水準変動の影響を受けて形成され、陸成層と海成層が交互に堆積している。低地には、沖積層が堆積し、泥炭層やシルト-粘土層、砂層、砂礫層から構成されている。

なお、見沼通船堀は見沼田圃に隣接しており、見沼代用水東縁と西縁に挟まれた芝川低地部分に接している。見沼通船堀の東側と西側には小高い台地があり、北側には農地が広がる。南側には赤山道が東西に走る八丁堤と呼ばれる小高い土地がある。



④生態系

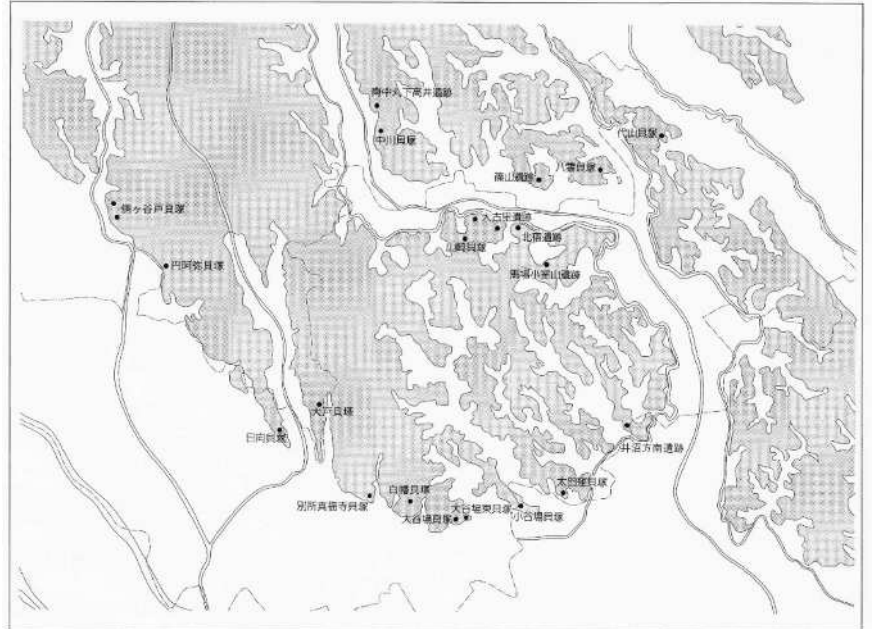
さいたま市の地形は山地や丘陵が存在せず、平野が広がっているため、多くは、平野に適応した生物が息し、さいたま市の生態系を構成している。植生は、気温と降水量から、潜在的には常緑広葉樹林が発達する気候であるが、実際は、河川の氾濫や、人為的影響などから、発達しない場所も多くなっている。現存植生図を見ると、水田雑草群落や田園雑草群落が多く見られ、その中に少数の森林が点在している。

(2) 歴史的環境

①通史

A 先史・古代

縄文時代前期前半頃、6000年ほど前に縄文海進と呼ばれる現象が起き、東京湾の海水が内湾深く入り込み、現在のさいたま市域でも、低地部分は海となり、台地部分に人が住むようになった。その痕跡と言えるのが貝塚などの縄文集落である。見沼田圃周辺の小高い丘陵部分には、貝塚などの縄文集落が確認されている。貝塚からは、ヤマトシジミなどの淡水産のもの、ハマグリやオキシジミなど海水産のもの、マガキやハイガイなど汽水産のものなどが見ついている。また見沼田圃周辺の膝子遺跡や四本竹遺跡、大道東遺跡などでは丸木舟が出土しており、縄文人が水上で活動をしていたことが判明する。縄文時代前期中頃に縄文海進はピークを迎え、その後は徐々に淡水化していき、見沼は湖沼化していった。



見沼周辺の貝塚所在地（縄文時代早・前期の貝塚分布）

B 中世

古代から中世にかけての見沼地域周辺の歴史については、史資料の残存が限定的であるため、不明な点が多いが、見沼のほとりに、大宮氷川神社や氷川女體神社、中山神社などが鎮座していた。中でも氷川女體神社については、その社宝などから、見沼を舞台にして行われていた御船祭という神事が知られている。御船祭は隔年で9月8日に行われ、氷川女體神社から四本竹まで御座船で神輿が移動し、神酒を沼の主である竜に献じるといったものであった。四本竹遺跡から790本の竹が出土しており、この神事が数百年間の歴史があったことが推測されている。



氷川女體神社と四本竹遺跡の位置関係



氷川女体神社神輿



氷川女體神社古社宝類



四本竹遺跡出土 竹

C 近世初期（見沼溜井の時代）

江戸時代初期に関東郡代伊奈氏によって関東地方では用水や交通路の整備が進められた。中でも寛永6年（1629）に行われた見沼溜井の造成は大きな事業であった。見沼溜井造成は下流域の用水源のためのものであり、見沼の地形を利用して大規模な溜井を造成したのである。

見沼溜井を造成するために、見沼溜井の中で東西が最も狭い場所に八丁堤が造成された。この事業によって、見沼溜井より下流の地域は用水利用が可能となった。この八丁堤の造成は伊奈忠治の赤山陣屋に向かう赤山道の整備の一環でもあった。赤山陣屋から与野町を通過し、土屋村の永田陣屋を結ぶ赤山道がこれにより整備され、東西の交通の要衝として八丁堤が機能するきっかけとなった。のちに見沼新田開発に伴って、八丁堤の北側に見沼通船堀が造成されることになるが、それ以降も交通の要衝としての機能は引き続き保持し続けることになる。



見沼溜井の時代の見沼

武蔵国には多くの沼や溜井が存在していたが、それらの中で見沼は群を抜いて大きく、国絵図でもその姿を確認することができる。「みぬま」「御沼」「三沼」などと絵図上で記されていることが確認される。

見沼溜井の造成によって、見沼は用水源として機能することになった。これによって下流域の安定した用水源となったものの、見沼の北部を中心にして、水位が上昇したことにより耕作地に被害が出るなど、問題も発生した。



日本分国図 武蔵国（正保国絵図写）

D 近世中期以降（見沼新田開発）

江戸時代初期に各地で新田開発が進められ、沼と溜井を用水源としていたが、そこには限界があった。用水不足の問題が起こるとともに、さらなる新田開発が難しくなり、周辺地域では見沼溜井に代わる用水源として見沼代用水整備の要望が高まっていた。

見沼代用水整備と見沼新田開発が実施されるのは享保年間のことである。将軍となった徳川吉宗は享保の改革の中で年貢増徴とともに米の増産を目指した。全国でさらなる新田開発や用水整備が計画され、江戸に呼び寄せられた紀州出身の井澤弥惣兵衛為永が全国の事業に従事している。



造成された見沼新田

見沼代用水整備と新田開発も為永の指揮の下で進められた。多大な費用と労力を要した見沼代用水整備と見沼新田開発は享保12年（1727）秋に開始され、翌享保13年に完了した。見沼やその周辺の沼などが新田として造成されたことにより、米の増産が達成され、より広い地域が用水を利用できるようになるなど、大きな成果を挙げた。3年間の年貢は免除され、享保16年には見沼新田の各地で検地が行われ、年貢米の蔵納のための輸送が始められることになった。この見沼新田開発の中で、見沼通船堀のある大間木新田と下山口新田も成立した。

E 近代

見沼通船堀のある地区は大間木新田と下山口新田の地域は、町村制施行に伴って明治22

年（1889）に近隣の村々と合併して尾間木村となった。その間も見沼代用水を使った農業用水の供給は続けられ、見沼田圃の農地利用は引き続き行われた。一方、見沼通船の利用も引き続き行われていたが、陸上交通の発達によって、徐々に見沼通船の利用は減少していき、昭和6年（1931）には、正式に見沼通船が停止した。

見沼田圃は東京の水源となる貯水池の計画が持ち上がることもあって、周辺地域を巻き込む大きな問題になることがあった¹。昭和9年9月には、その前月に貯水池計画のための測量が実施されたことに対して、地域社会からの反対活動はもちろんのこと、関係市町村による反対活動が行われるなど、強固な反対が起きた。関係市町村長から埼玉県知事と内務大臣、東京市長に宛てた中止の申し入れが書かれた陳情書が提出されている。その一方で、貯水池計画に賛同する動きもあるなど、貯水池計画は周辺地域に動揺をもたらしたようであるが、この問題は昭和10年に一度収束した。昭和14年には貯水池問題が再燃したものの、結局貯水池が実現することはなかった。

昭和15年（1940）には、見沼通船堀が所在していた尾間木村は、三室村とともに浦和市と合併した。この時に三市による「合併条件覚書」が締結されたが、見沼田圃を東京市の水道の貯水池にする計画には反対する旨が盛り込まれていた²。

F 現代

昭和33年9月の台風22号（狩野川台風）により、見沼田圃全域にわたって湛水するとともに、下流地域の川口市市街地の大半が浸水し、大きな被害が発生した。この時、見沼田圃の遊水機能が大きな注目を浴び、昭和40年に見沼田圃の宅地化は原則として認めないとする「見沼三原則」が制定され、主に治水上の観点から開発抑制策が行われるようになった。

平成7年（1995）4月、「見沼三原則」に代わる新たな土地利用の基準として「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」が制定された。その中で買い取りや借受けを行うことにより、荒れ地の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的に平成10年に「公有地化推進事業」が始まった

さいたま市では、首都圏に残された平地的大規模緑地空間である見沼田圃について、各部門の諸施策を体系的に取りまとめた地域総合計画として、平成23年1月に「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定している。

令和元年9月4日には見沼代用水が世界かんがい施設遺産（Heritage Irrigation Structures）に登録された。また見沼代用水沿いを中心に、総延長20キロメートルを超える桜の下を散策できる日本一の桜回廊として「見沼田んぼの桜回廊」があり、市民の憩いの場として機能している。

¹ 『大宮市史 第四巻 近代編』359～365頁。

² 『浦和市史 通史編Ⅲ』410～411頁。『浦和市史 第四巻 近代史料編Ⅱ』80～85頁。

②見沼通船堀に係る文化資源

史跡見沼通船堀に係る深い文化財としては、さいたま市指定有形文化財歴史資料「見沼通船器材」とさいたま市指定無形民俗文化財「見沼通船舟歌」、また国指定重要有形民俗文化財「木曾呂の富士塚」がある。

A さいたま市指定有形文化財歴史資料「見沼通船器材」（さいたま市立浦和博物館所蔵）

船用の茶箆筒、米びつ、飲料水桶、片手桶、水掻出し(大・小)、引き網、櫓、帆柱、アイビ(渡し板)、船頭家より寄贈、見沼通船堀を運航した船で実際に使用されていたもの。

B さいたま市指定無形民俗文化財「見沼通船舟歌」（保存団体：見沼通船舟歌保存会）

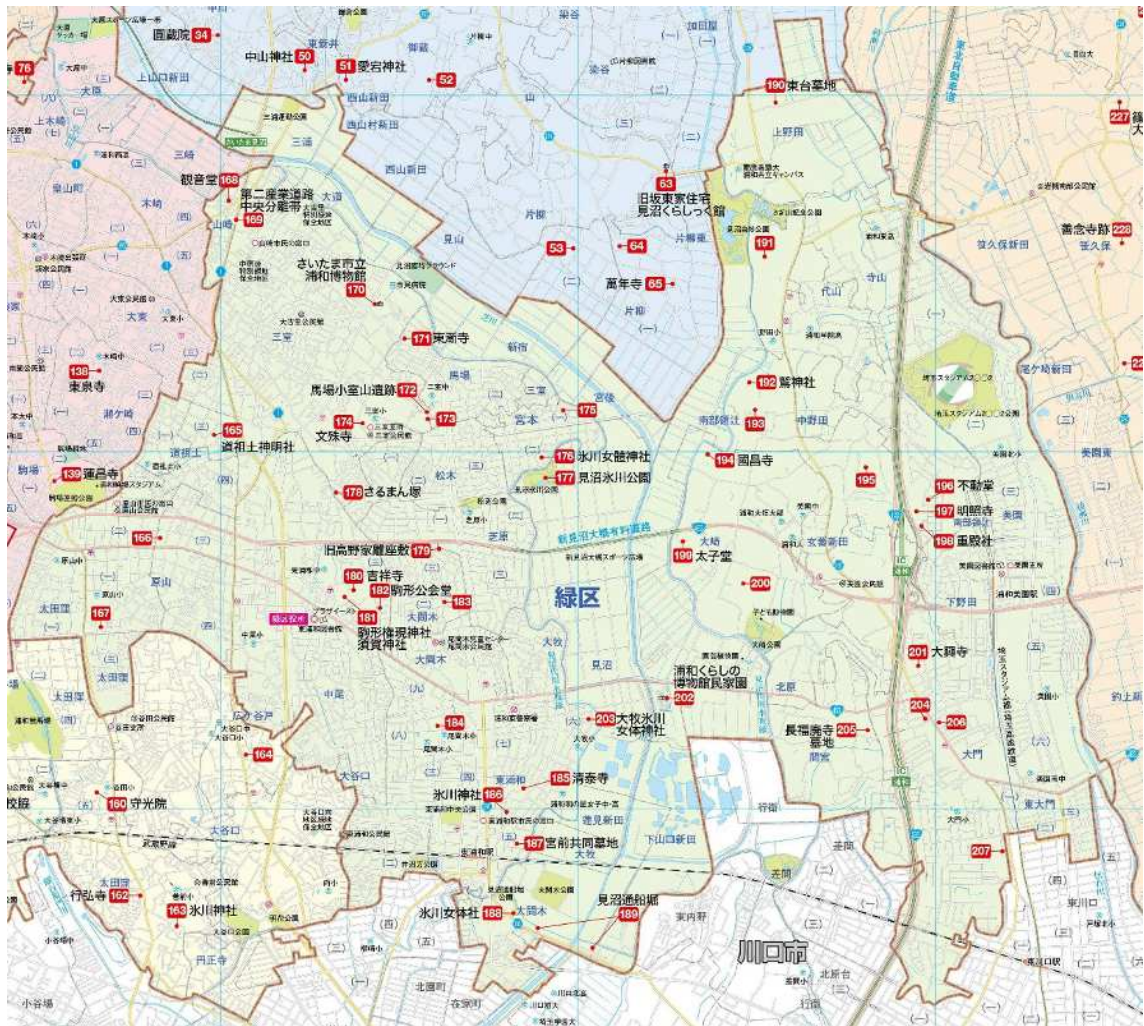
見沼通船に携わった船頭が、江戸との往復の際、舟の操作に合わせて口ずさんだ作業歌である。「千住節」と呼ばれ、七七七五調で、地元の地名が織り込まれている。現在唄われている歌は、昭和47年、地元の尾間木婦人会が残されたテープを何度も聞き直し、「相撲甚句」の調子に一本化し再現したものである。

C 国指定重要有形民俗文化財「木曾呂の富士塚」

木曾呂の富士塚は寛政12年(1800)に、見沼通船堀と見沼代用水東縁の連結点の崖上に富士講信者(丸参講)を中心とする地域住民によって築造された。盛土の高さは5.4mで、塚に登る参道や胎内、火口などが設けられている。現存では県内最古級の富士塚である。

③指定文化財等(緑区の文化財)

さいたま市緑区周辺の指定・登録文化財は以下の通りである。見沼通船堀に係る深い「見沼通船器材」「見沼通船舟歌」のほか、見沼田圃や日光御成道、寺社などに関する数多くの文化財がある。旧浦和市内の指定文化財を多く収蔵する浦和博物館や、旧浦和市内の民家を管理する浦和くらしの博物館民家園などの他、氷川女體神社や清泰寺に代表される社寺などが文化財を所蔵している。史跡では、見沼通船堀のほか、馬場小室山遺跡や大門宿本陣表門などがある。また指定文化財ではないが、芝川第一調節池周辺には四本竹遺跡がある。



番号	所在地	指定名称等	指定種別
1	道祖土神明社	道祖土神明社本殿	市指定有形文化財（建造物）
2	個人宅	木造観音形坐像	市指定有形文化財（彫刻）
3	（共同住宅内）	太田窪のカヤ	市指定天然記念物
4	観音堂	山崎のボダイジュ	市指定天然記念物
5	第二産業道路中央分離帯	山崎の大ケヤキ	市指定天然記念物
6	さいたま市立浦和博物館	銅製鍍金八角釣燈籠	県指定有形文化財（工芸品）
		紙本墨書大般若波羅蜜多經 付 経櫃 三口 請箱 三十三口	県指定有形文化財（典籍）
		白鉄遺跡出土須恵器壺 付 土師器 二箇	県指定有形文化財（考古資料）

第2章 史跡等周辺環境

	馬場小室山遺跡出土 土偶・装飾土器・人面画土器	県指定有形文化財（考古資料）
	小茂田青樹筆 茶の花図 付 小林古径筆箱書	市指定有形文化財（絵画）
	木造不動明王坐像および二童子像 木造大威徳明王および木造金剛夜叉明王像	市指定有形文化財（彫刻）
	金剛山内外院代々古今記録	市指定有形文化財（書跡）
	三條実美筆鳳翔閣竪額	市指定有形文化財（書跡）
	高野家書籍	市指定有形文化財（典籍）
	慶長の検地帖	市指定有形文化財（古文書）
	寛文五年二月武蔵国足立郡五関村水帳外十五冊	市指定有形文化財（古文書）
	木内家文書	市指定有形文化財（古文書）
	沼影観音堂関係文書	市指定有形文化財（古文書）
	大崎村検地帳 付 桐箱 一合	市指定有形文化財（古文書）
	井上家文書	市指定有形文化財（古文書）
	別所遺跡出土壺形土器	市指定有形文化財（考古資料）
	大間木宮前遺跡出土土台付甕形土器	市指定有形文化財（考古資料）
	弥生式土器つぼ	市指定有形文化財（考古資料）
	伝白幡本宿遺跡出土土台付甕形土器	市指定有形文化財（考古資料）
	弥生式土器脚付かめ	市指定有形文化財（考古資料）
	弥生式土器つぼ	市指定有形文化財（考古資料）
	大谷場遺跡出土晩期縄文式土器 付 小形壺形土器（後期縄文式土器） 一口	市指定有形文化財（考古資料）
	布目瓦	市指定有形文化財（考古資料）
	大谷場貝塚出土諸磯式土器	市指定有形文化財（考古資料）
	注口土器 馬場小室山遺跡出土	市指定有形文化財（考古資料）
	壺形土器 大谷場小池下遺跡出土	市指定有形文化財（考古資料）
	私年号板石塔婆 弥勒二年正月一六日の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
	月待供養板石塔婆 文明十七年己巳十一月廿三日の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
	十三仏種子月待供養板石塔婆 銘大永二年壬午年十一月廿三日	市指定有形文化財（歴史資料）
	五榜の高札 第四札、第五札	市指定有形文化財（歴史資料）
	さぎやまの記并歌 安政二年水無月藤波重好の識語がある	市指定有形文化財（歴史資料）
	浦和宿絵図 文化八年の別紙裏書がある	市指定有形文化財（歴史資料）
	玉林院朱印地境内堂社絵図及び古書写	市指定有形文化財（歴史資料）
	阿弥陀三尊種子板石塔婆 正中二年十月六日の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
	見沼通船器材	市指定有形文化財（歴史資料）

第2章 史跡等周辺の環境

		太子講関係資料	市指定有形民俗文化財
		巖島神社絵馬	市指定有形民俗文化財
		身形神社の雨乞い絵馬	市指定有形民俗文化財
		石尊講木製奉納太刀 天明二年、四ツ屋村講中の銘がある	市指定有形民俗文化財
		大久保領家囃子連奉納絵馬	市指定有形民俗文化財
7	東漸寺	鱈口 武蔵国崎西郡中河郷大和田村蔵林寺 応永廿一年二月晦日の銘がある	市指定有形文化財（工芸品）
8	馬場小室山遺跡	馬場小室山遺跡	県指定史跡
9	個人宅	小室社のタブノキ	市指定天然記念物
10	文殊寺	文殊寺絵馬	市指定有形民俗文化財
11	個人宅	氷川女體神社諸事控 付 武州一宮女躰宮御由緒書 一冊 宮本簸河社領一件 一冊	市指定有形文化財（古文書）
12	氷川女體神社	氷川女體神社社殿 付 寛文七年銘棟札 一枚	県指定有形文化財（建造物）
		氷川女體神社神輿	県指定有形文化財（工芸品）
		三鱗文兵庫鎖太刀	県指定有形文化財（工芸品）
		牡丹文瓶子	県指定有形文化財（工芸品）
		氷川女體神社古社宝類 一.古鈴 三箇 一.銚形祭具 二口 銘正応六年 一.鉄鍬 三本 一.木造鳥魚形祭具 四箇 木造男神像 一軀 一.二枚胴具足 一具 一.鑄銅馬 一軀	市指定有形文化財（工芸品）
		神明宮扁額 僧公遵書	市指定有形文化財（書跡）
		北条氏綱制札 大永四年八月廿六日、三室之郷あて 北条氏印判状 元龜三年十月廿一日、女躰宮神主あて	市指定有形文化財（古文書）
		氷川女體神社社領寄進状及び朱印状	市指定有形文化財（古文書）
		氷川女體神社の名越拔え	市指定無形民俗文化財
		氷川女體神社社叢	市指定天然記念物
13	見沼氷川公園	氷川女體神社磐船祭祀遺跡	市指定史跡
14	さるまん塚	庚申塔 寛保二壬戌歳正月吉日造立ノ銘アリ	市指定有形民俗文化財
15	旧高野家離座敷	旧高野家離座敷	市指定有形文化財（建造物）
16	吉祥寺	吉祥寺山門	市指定有形文化財（建造物）
17	駒形権現神社	駒形権現神社須賀神社本殿	市指定有形文化財（建造物）
	須賀神社	駒形の祭ばやし	市指定無形民俗文化財
18	駒形公会堂	十六日念仏供養板石塔婆 銘永正一五年戊寅十一月十六日	市指定有形文化財（歴史資料）
19	個人宅	大熊家表門（旧浦和宿本陣表門）	市指定有形文化財（建造物）

第2章 史跡等周辺の環境

20	個人宅	クマガイソウ自生地	市指定天然記念物
21	清泰寺	見性院の墓	県指定旧跡
		木造十一面観音立像	市指定有形文化財（彫刻）
		半鐘 「宝永七庚寅八月吉日」「粉河市正作」の刻銘がある	市指定有形文化財（工芸品）
		見性院霊廟三具足 松平肥後守寄附、寛政元年二月等の銘がある	市指定有形文化財（工芸品）
		有泉勝長木牌	市指定有形文化財（歴史資料）
		清泰寺の庚申塔	市指定有形民俗文化財
22	氷川神社	大間木氷川神社本殿 付 護摩札 一枚 寛文元年辛丑十月吉日の記があるもの 棟札 一枚 寛文七年造立の銘がある 掲額一面 享保十五年の銘がある	市指定有形文化財（建造物）
23	宮前共同墓地	篠原家の宝篋印塔 文化辛未年の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
24	氷川女体社	附島氷川女体社本殿	市指定有形文化財（建造物）
25	見沼通船堀	見沼通船堀	国指定史跡
		見沼通船舟歌	市指定無形民俗文化財
26	東台墓地	延慶三年銘図像板石塔婆	市指定有形文化財（歴史資料）
27	個人宅	深井家長屋門 附 弘化元年棟札 一面	市指定有形文化財（建造物）
28	鷲神社	南部領社の獅子舞獅子頭、衣裳及び道具類 附 長持及び長持覆い一式	市指定有形民俗文化財
		南部領社の獅子舞	市指定無形民俗文化財
29	個人宅	辻のムクノキ	市指定天然記念物
30	國昌寺	國昌寺門	市指定有形文化財（建造物）
		大雲文竜書大弁才尊天号	市指定有形文化財（書跡）
		阿弥陀一尊種子板石塔婆	市指定有形文化財（歴史資料）
31	個人宅	辻のムクロジ	市指定天然記念物
32	不動堂	中野田不動堂 付 棟札 天明六年丙午三月四日建立の銘のあるもの 一枚	市指定有形文化財（建造物）
		銅造不動明王坐像 付 木製光背 一基	市指定有形文化財（彫刻）
33	明照寺	地藏種子板石塔婆 貞和三年丁亥銘	市指定有形文化財（歴史資料）
		釈迦種子板石塔婆 康暦三年四月廿七日 僧浄源の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
		春日氏一族の墓	市指定史跡
34	重殿社	重殿社本殿 附 享保十一年扁額 一面	市指定有形文化財（建造物）
		中西流算額 明治十四年五月吉日奉納の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
35	太子堂	太子堂鰐口 寛文九年、南部江大崎村太子堂の銘がある	市指定有形文化財（工芸品）
36	個人宅	釈迦種子板石塔婆 康暦三年四月廿七日、比丘尼浄本の銘があ	市指定有形文化財（歴史資料）

		る	
37	大興寺	来迎阿弥陀三尊板石塔婆	市指定有形文化財（歴史資料）
		徳本上人念仏供養塔	市指定有形文化財（歴史資料）
		大興寺のヒイラギ	市指定天然記念物
		大興寺のウメ	市指定天然記念物
38	浦和くらしの 博物館民家園	旧蓮見家住宅	市指定有形文化財（建造物）
		旧武笠家表門	市指定有形文化財（建造物）
		旧野口家住宅	市指定有形文化財（建造物）
		旧綿貫家住宅	市指定有形文化財（建造物）
		旧高野家住宅	市指定有形文化財（建造物）
		浦和くらしの博物館民家園展示棟（旧浦和市農業協同組合三室支所倉庫）	国登録有形文化財（建造物）
39	大牧氷川女体神社	大牧氷川女体神社本殿 付 寛永十三年棟札 一枚 貞享元年棟札 一枚	県指定有形文化財（建造物）
40	個人宅	大門宿本陣表門	県指定史跡
41	長福廃寺墓地	文永七年銘板石塔婆	市指定有形文化財（歴史資料）
42	個人宅	大門宿脇本陣表門	市指定有形文化財（建造物）
43	個人宅	大門のアベマキ	市指定天然記念物

④指定文化財等（川口市・木曾呂の富士塚周辺の文化財）

東沼神社	差間 2-15-45	
浅間神社参拝図絵馬		市指定有形民俗
<p>木曾呂の富士塚の北側の見沼代用水東縁高台に鎮座する東沼神社（明治時代に合祀により浅間神社から改称）の境内に富士塚が現存している。浅間神社参拝図絵馬は、天保11年（1840）当時の境内を描いた絵馬であり、社殿と鳥居、見沼代用水東縁と富士塚、白装束姿の参拝者8人等が描かれている。富士塚が築造された年代は不明であるが、絵馬が描かれた天保11年（1840）以前には築造されていたと考えられる。</p>		
赤山陣屋跡（旧跡赤山城跡）	大字赤山 766-2 他	
<p>寛永6年（1629）に幕府代官伊奈忠治が築造し、寛政4年（1792）に改易されるまで赤山伊奈家が拠点にした陣屋であり、曲輪や復元された堀の一部を確認できる。大正時代の伝承にもとづいて「赤山城跡」の名称で県の旧跡指定を受けている。</p>		県旧跡

(3) 社会的環境

①人口 ※最新のものに更新予定。

さいたま市の人口は1,342,207人であり、県内において最大の規模で、市町村の人口規模では全国で9番目である。世帯数は636,516世帯、人口密度は6,173.1人/km²である(令和5年(2023)5月1日現在、住民基本台帳)。令和2年(2020)国勢調査によると、平成27年(2015)国勢調査(前回調査)と比べて6万46人増加している。人口増加率は4.8%で、平成22~27年の3.4%からさらに上昇している。

国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年(2015)国勢調査の人口等を基に推計した値によると、人口は令和12年(2030)頃をピークに、その後減少に転じ、令和27年(2045)には128.6万人まで減少する見通しとなっている。

■ 総人口の見直し



資料：平成27(2015)年までは「国勢調査※」(総務省)

令和2(2020)年以降は、社人研から発表された推計値

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

出典：さいたま市総合振興計画基本計画2021-2030

②産業

平成27年(2015)の国勢調査によれば、15歳以上の労働力人口は611,916人で前回の調査の平成22年(2010)に比べ、9,181人減少している。指定都市(20市)中の労働力率をみると、8番目に高い結果となっている。

労働力人口のうち、第1次産業就業者は4,129人(0.8%)、第2次産業就業者は108,703人(20.2%)、第3次産業就業者は425,008人(79.0%)であり、平成22年(2010)に比べ第2次産業が335人(対前回増減率0.3%)増加しているのに対し、第1次産業は253人(同△5.8%)、第3次産業は5,818人(同△1.4%)といずれも減少している。

産業	平成27年				平成22年		平成22-27年	
	総数	構成比 (%)	男	女	総数	構成比 (%)	増減数	率 (%)
総数	587,220	100.0	341,580	245,640	585,742	100.0	1,478	0.3
A 農業、林業	4,118	0.7	2,547	1,571	4,337	0.7	△219	△5.0
B 漁業	11	0.0	10	1	5	0.0	6	120.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	97	0.0	80	17	57	0.0	40	70.2
D 建設業	38,478	6.6	32,089	6,389	41,198	7.0	△2,720	△6.6
E 製造業	70,128	11.9	51,346	18,782	67,113	11.5	3,015	4.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2,647	0.5	2,216	431	2,787	0.5	△140	△5.0
G 情報通信業	31,998	5.4	24,491	7,507	30,231	5.2	1,767	5.8
H 運輸業、郵便業	30,830	5.3	24,071	6,759	32,371	5.5	△1,541	△4.8
I 卸売業、小売業	93,767	16.0	47,240	46,527	107,700	18.4	△13,933	△12.9
J 金融業、保険業	24,038	4.1	12,149	11,889	25,628	4.4	△1,590	△6.2
K 不動産業、物品賃貸業	18,159	3.1	11,437	6,722	16,763	2.9	1,396	8.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	25,752	4.4	17,251	8,501	25,967	4.4	△215	△0.8
M 宿泊業、飲食サービス業	30,280	5.2	12,132	18,148	31,707	5.4	△1,427	△4.5
N 生活関連サービス業、娯楽業	19,596	3.3	8,279	11,317	21,067	3.6	△1,471	△7.0
O 教育、学習支援業	29,166	5.0	12,780	16,386	28,645	4.9	521	1.8
P 医療、福祉	56,175	9.6	14,543	41,632	47,781	8.2	8,394	17.6
Q 娯楽サービス業	2,852	0.5	1,646	1,206	1,758	0.3	1,094	62.2
R サービス業(他に分類されないもの)	39,103	6.7	23,805	15,298	38,762	6.6	341	0.9
S 公務(他に分類されるものを除く)	20,845	3.5	14,551	6,094	19,659	3.4	986	5.0
T 分類不能の作業	49,380	8.4	28,917	20,463	42,166	7.2	7,214	17.1
(再掲)								
第1次産業	4,129	0.8	2,557	1,572	4,382	0.8	△253	△5.8
第2次産業	108,703	20.2	83,515	25,188	108,368	19.9	335	0.3
第3次産業	425,008	79.0	226,591	198,417	430,826	79.3	△5,818	△1.4

注：再掲の構成比は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出している。

出典：平成27年国勢調査

A 農業

さいたま市には、首都圏では貴重な緑地空間である見沼田圃や、荒川・綾瀬川・元荒川流域の豊かな水田地帯などの大規模農地が広がっており、里芋やさつまいもは県内でも有数の生産量を誇っている。首都圏という大消費地に位置していることを活かし、高度集約的な農業が発展し、農産物直売所が多く設けられ、米や野菜・種苗や植木・花き・いも類等の多様な作物の生産が活発に行われていることが特徴である。

地域的にみると、東部の元荒川と綾瀬川流域の中川低地では主に水稲が作付けされ、くわいも特産品として収益をあげている。岩槻台地では、小松菜・山東菜等のハウスや温室などの施設を利用した周年栽培が活発で、JAを中心とした共販による市場出荷が行われているとともに、若手農業者によるヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われている。中央部の見沼田圃では、植木、苗木、野菜等を中心に作付けされ、ブルーベリー・なし・ぶどう等の観光農園が広がっている。周辺部の大宮台地中心部から安行台地にかけては、野菜・花き・植木を中心に作付けされ、チコリーやさいたま市発祥のさつまいも「紅赤」のブランド化も進められている(出典：令和4年度版さいたま市の農業)。

B 工業

令和2年(2020)の工業統計調査によると、さいたま市の工業事業所数は846事業所、従業者数26,401人、製造出荷額等は8,891億9,557万円、付加価値額は3,717億6,014万円にのぼる。事業所数を産業中分類別にみると、「金属製品」が133事業所(構成比15.7%)で最も多く、次いで「印刷」が84事業所(同9.9%)、「プラスチック」が83事業所(同9.8%)、「生産用機械」が77事業所(同9.1%)、「その他」が66事業所(同7.8%)

と続いており、この5業種で過半数を占めている。また、事業所数を産業小分類別にみると、「建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）」（産業中分類「金属製品」）が69事業所で最も多く、次いで「印刷業」（同「印刷」）が56事業所、「自動車・同附属品製造業」（同「輸送用機械」）が29事業所と続いている（出典：さいたま市の工業2020年工業統計調査結果報告書）。さいたま市は、高度な基盤技術を有する多彩な製造業が集積しているまちと言えるだろう。

C 商業

平成28年(2016)経済センサス調査によると、事業所数8,125事業所、従業者数92,141人、年間商品販売額5兆2,181億5,365万円となっている。卸売業では、事業所数が北区、従業者数・年間商品販売額は大宮区が最も多く、小売業では、事業所数・従業者数・年間商品販売額のすべてで大宮区が最も多くなっている。特に、旧大宮市は「鉄道」と「製糸」の2つの産業を柱として発展してきたまちであり、それが現在にもつながっている。

D 伝統産業

市内には江戸文化などの影響を受けた伝統的工芸技術を継承する事業所が所在するほか、荒川などの自然環境や、宿場町・門前町・城下町として栄えた地理的条件により発祥・定着した、いわゆる老舗が存在する。さいたま市では、伝統的な技術や精神に基づき、文化や風土、歴史的経緯から、さいたま市の固有のものとして発祥し、一定の集積をなし、現在もその伝統性を維持しながら経済活動を行っている「岩槻の人形」、「大宮の盆栽」、「浦和のうなぎ」の3つの産業を「さいたま市伝統産業」に指定している。さいたま市特有の貴重な地域資源として指定することにより、事業者の意欲向上がはかられ、後世へ継承すべき「さいたま市ブランド」として、その存在と魅力を広く発信している。

③交通

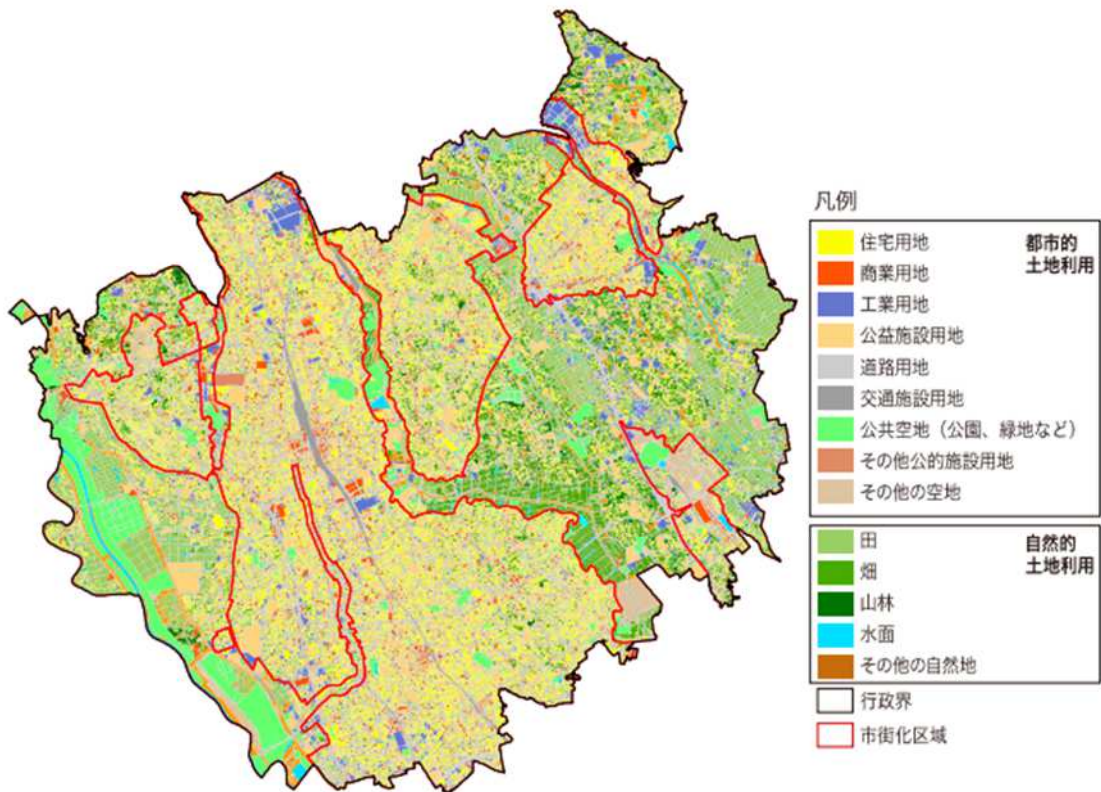
さいたま市は、鉄道や高速道路等の広域的な交通網が充実しており、市内31駅の1日平均乗降客数は延べ190万人を超え、日々多くの人々が往来している。なかでも北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線6路線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅

は東日本の交通の要衝であるとともに、全国有数のターミナル駅となっている。また、東北自動車道・東京外環自動車道・国道16号・国道17号・国道17号新大宮バイパス・国道17号上尾道路・国道298号・国道122号・国道463号・首都高速道路等の幹線道路網も充実している。さらに、国道17号新大宮バイパスと国道17号を結ぶ町谷本太線や道場三室線の開通により、東西方向のアクセスが強化され、市街地の活性化が図られている。



④土地利用

さいたま市の土地利用は、都市的土地利用が約15,066ha(69.3%)、自然的土地利用が約6,683ha(30.7%)と、都市的土地利用が自然的土地利用を上回っている。都市的土地利用の主なものは、住宅用地で、全体の約4割を占めており、自然的土地利用の主なものは田・畑であわせて全体の約9割を占めている（出典：都市計画マスタープラン）。



⑤法的規制

A 文化財関連

文化財保護法 見沼通船堀は文化財保護法による史跡指定地と埋蔵文化財包蔵地に該当している。史跡指定地において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行おうとする場合、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行う場合、文化財保護法第93条および94条が適用される。

なお、木曽呂富士塚は重要有形民俗文化財の指定を受けており、現状変更を加える場合は、文化財保護法第85条の規定に基づく現状変更の許可を得る必要がある。

B 都市計画関連

都市計画法 見沼通船堀の史跡指定地は都市計画法による市街化調整区域にあつている。市街化調整区域では、都市計画法の開発許可適用除外の建物か、都市計画法に基づく開発許可等を受けたもの以外の建物は建築できないなど、行為が制限されている。見沼通船堀西縁については、都市計画公園に位置づけられている。



C 防災関連

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域は、傾斜地の勾配や高さ等の条件に基づき県が指定する区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が指定する。特定開発行為（住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為）は許可制である。また、建築基準法に基づき、居室を有する建築物の構造耐力に関する基準が設定されている。建築物の移転等の勧告が行われることがある。

見沼通船堀の指定範囲のうち、木曾呂の富士塚区域の一部が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に該当している。また見沼通船堀東縁の東端部分は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に隣接している。



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



さいたま市洪水ハザードマップ

D 道路関連

道路法 見沼通船堀西縁は道路法の認定道路になっている。道路法 32 条に基づき、道路担当部署に占有許可申請と更新申請をして、占有を継続する必要がある。また道路法 24 条に基づき、工事などを行う場合は、施行承認を受ける必要がある。

E 環境関連

見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針 見沼通船堀は見沼田圃区域に該当している。見沼田圃区域において、①現にある用途を変更する目的で行う土地の区画形質の変更、②盛土（農地にあつては客土）等の土地の形の変更、③建築物及び工作物の建築並びにこれらの用途変更については、埼玉県知事又は市長の承認を受けるものとされている。

F 屋外広告物関連

さいたま市屋外広告物条例 さいたま市屋外広告物条例では、文化財保護法等により史跡等に指定された地域は屋外広告物の「禁止区域」とされている（第3条）。但し、法令の規定により表示する広告物、自家広告物など、適用除外となるものもある（第7条）。

川口市屋外広告物条例 さいたま市屋外広告物条例では、文化財保護法等により史跡等に指定された地域は屋外広告物の「禁止区域」とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物、自家広告物など、適用除外となる（第17条）。

第3章 史跡等の概要

(1) 見沼通船と見沼通船堀の歴史

①見沼通船の開始と見沼通船堀の造成

享保13年(1728)に造成された見沼新田やその周辺で生産された米は、年貢米として江戸の浅草にある幕府の米蔵まで輸送する必要があった。そのために舟運を整備する必要が生じ、見沼通船と見沼通船堀の整備が行われた。

見沼通船を主導したのは、高田・鈴木両家であった。それぞれの初代にあたる高田茂右衛門と鈴木文平の両名が井澤弥惣兵衛為永に従って、手賀沼開発や見沼新田開発に従事し、その功績によって、見沼通船を運営する権利を獲得し、両家の世襲で見沼通船の運営を独占することになった。

見沼通船を開始するにあたって、高田茂右衛門と鈴木文平の両名は江戸神田に通船屋敷を設けることを許可され、ここを江戸の通船の拠点とした。また見沼代用水と芝川の重要拠点である川口、八丁堤、北袋、新染谷、上瓦葺、上平野の各所に通船会所を設け、荷物の積み下ろしや通行する船の監視などを行った。通船開始に際しては、見沼通船に従事する船が40艘用意され、大間木新田や下山口新田などの船頭が舟運に従事した。

享保16年、見沼代用水東縁と西縁、また芝川において河川舟運を実施するために、八丁堤に見沼通船堀が整備された。見沼通船堀は、見沼代用水東西両縁と芝川を結ぶための構造物であったが、東西両縁と芝川には高低差があり、それを克服するために、当時としては画期的な「閘門式」という技法で整備された。見沼通船堀造成の主体となった人物は、同時代資料からの裏付けが無く、不明であるが、見沼通船堀の土地は幕府から高田・鈴木両家に使用許可が出されており、その後の管理・運営も両家が行っている。

このように高田・鈴木両家は、見沼通船堀や通船屋敷、通船会所などの通船施設の管理者であり、川船の所有者であり、また川船の運営を行うなど、見沼通船全般の業務を独占する強い権限を有していた。

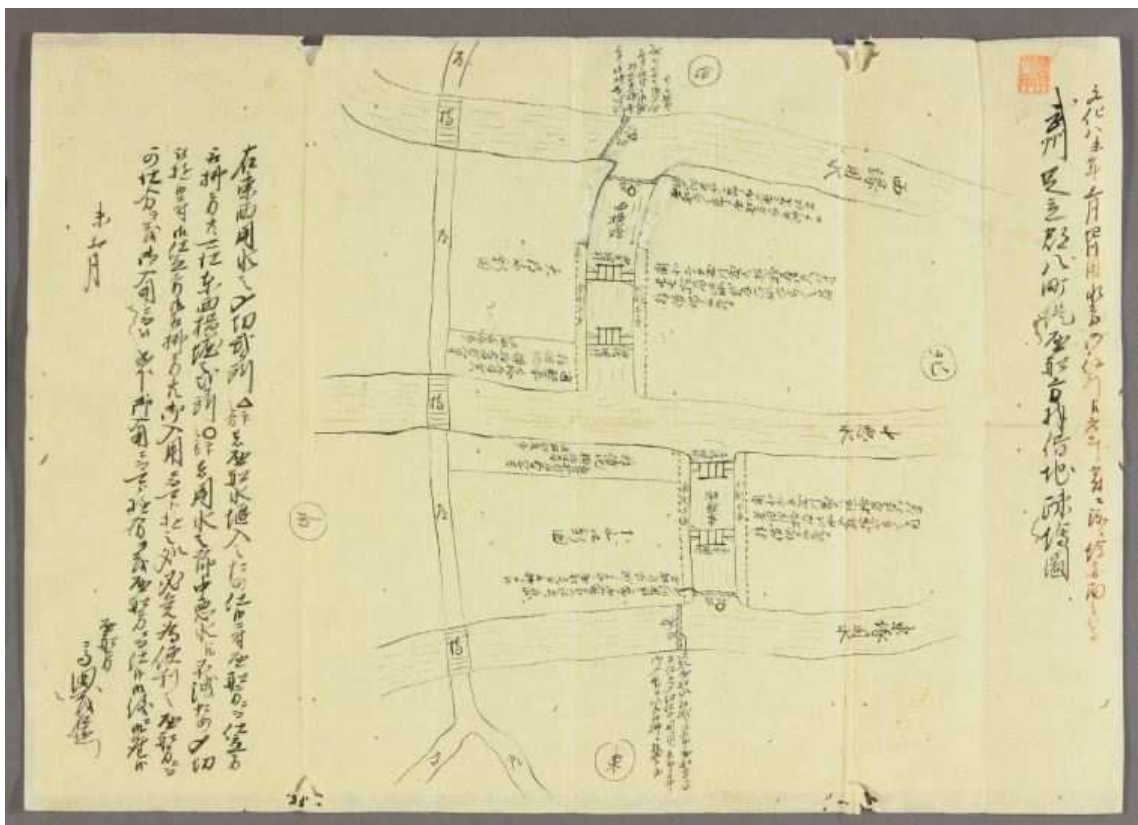


②「武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図」に見える見沼通船堀の構造

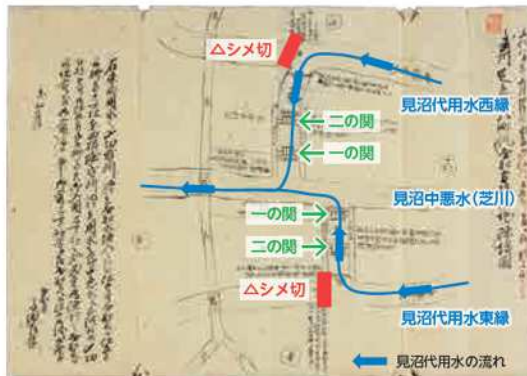
文化8年（1811）に高田家6代目の高田与清が幕府の四川用水方に提出した「武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図」には見沼通船堀の構造や運用について詳しい説明が書かれている。

本絵図には、見沼通船堀の東縁は「東横堀」、西縁は「西横堀」と記述されている。基本的に通船堀の東縁と西縁は同じ仕組みで通船が運用されている。見沼通船堀東縁には水位を調整する堰枠として芝川側に「東請堰枠」、見沼代用水東縁側に「東本堰枠」がある。同様に見沼通船堀西側には芝川側に「西請堰枠」、見沼代用水西縁側に「西本堰枠」がある。「請堰枠」が現在の「一の関」、「本堰枠」が現在の「二の関」のことである。

見沼通船堀は通船時期と用水時期で、水の流れが異なる。水の流れを変えるための構造物が「メ切」である。見沼代用水の東西両縁と通船堀が接続する部分に「○シメ切」「△シメ切」とある構造物のことである。通船時期と用水時期の切り替えの時期において、このメ切の切り替えが行われていた。この切り替えについては、通船方が行う場合と四川用水方で行う場合があった。原則的には「△」の仕立てについては通船方が行い、「○」の仕立てについては「御入用」として四川用水方が行うことになっていた。

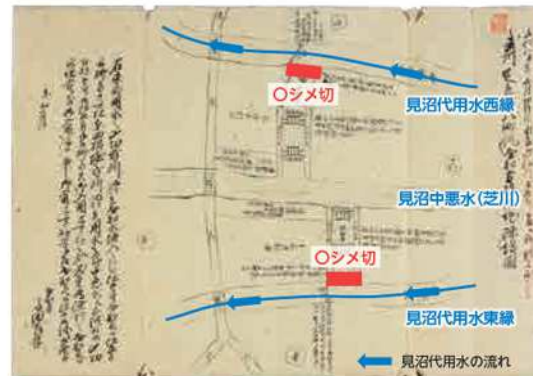


通船時期



用水利用が終わり、秋から春にかけて、見沼通船が運営される際には「○シメ切」を取り除き、「△シメ切」を仕立て、見沼通船堀に水を流すことで、通船利用できるようにした。

用水時期



通船利用が終わり、用水利用が開始される際には「△シメ切」を取り除き、「○シメ切」を仕立て、東縁・西縁下流へ流すことで、用水利用できるようにした。

高田与清は度々、見沼通船堀に隣接する八丁の通船会所に出張している。文化12年12月18日には、見沼通船堀における船の運航の様子を「擁書楼日記 二」（早稲田大学図書館所蔵）の中で「堰枠にてのぼりくたりの舟筏のさまを見る」と書き記している。

③文政の仕法替えに伴う、見沼通船運営の変化

高田・鈴木両家による見沼通船運営が継続していたものの、両家の対立や地域社会との軋轢などがあり、文政期には運営に混乱が生じるようになった。そのため、それまで高田・鈴木両家に集約されていた通船施設管理、川船所有、川船運営について、通船差配、船主、船割人に分割されることになり、これが現在、文政の仕法替えと呼ばれる見沼通船の転換点である。これによって、通船差配は実質的に高田家の世襲となった。一方、船主は江戸の商人に引き継がれたのち、嘉永2年（1849）には在地の鈴木条之助に引き継がれた。

この文政の仕法替えに伴って、見沼通船堀の普請費用を通船差配が負担するなど、引き続き見沼通船堀の普請は重要課題であった。木造構造物である見沼通船堀の関枠が強い水流などの影響による老朽化によって壊れることがあり、定期的に普請を行う必要があった。天保8（1837）の時点では、関枠が大破したため、見沼通船堀を航行できない事態に陥っている。その後、関枠は修繕が施され、航行が可能になるものの、定期的な修繕が必要であることは、見沼通船堀の宿命ともいえる欠点であり続けた。

見沼通船堀を通過した荷物としては、もっとも重要なものは年貢米であった。見沼新田の毎年の年貢米は5,000石近くであったと推定され、この他周辺の年貢米輸送にも利用された。また見沼新田や見沼代用水周辺で生産された商品作物も江戸へ運ばれた。周辺地域

の名産である赤山渋や野菜、根菜などが江戸へ運ばれる一方で、その反対に江戸から、小間物や肥料、塩などが見沼田圃周辺地域にもたらされた。江戸時代後期には地域における商品流通が活発になり、見沼通船利用がより積極的に行われるようになった。

④見沼通船会社による見沼通船運営と通船の終焉

明治時代になってからも旧来の見沼通船の体制は維持され、通船差配の高田家が引き続き見沼通船の経営を行っていた。しかし、ほどなくその体制は終焉を迎える。契機となったのが明治2年(1869)のことである。柴山の伏越より北側の見沼代用水路における通船についての願いが沿岸の村々から出された。埼玉県は明治6年にこれを許可することになり、さらに明治7年には高田家の見沼通船差配権などが廃止され、それに代わって見沼通船会社の結成が、内務卿によって許可された。こうして旧来の見沼通船体制が廃止され、通船会社による運営が始まることになった。上平野村篠崎源右衛門が社長となり、17の通船会社による見沼通船の運営が行われた。柴山の伏越以北も見沼通船が運航するようになっている。

見沼通船会社配置図



会社名	名称	経営者	廃止	所在地
① 第1会社	行田下町	中村勝右衛門	明治26年	行田市
② 第2会社	下中条	飯塚肱之助	明治26年	行田市
③ 第3会社	外田ヶ谷	江森利右衛門	明治26年	加須市
④ 第4会社	菖蒲	平沢惣七		久喜市
⑤ 第5会社	平野	篠崎源右衛門		蓮田市
⑥ 第6会社	上瓦葺	家里周三		上尾市
⑦ 第7会社	土呂	波多野宇之助		北区
⑧ 第8会社	堀の内	小林留吉		大宮区
⑨ 第9会社	北袋	小林房次郎		大宮区
⑩ 第10会社	山崎	武笠政七		緑区
⑪ 第11会社	宮本	小牧安部		緑区
⑫ 第12会社	風渡野	大島儀右衛門		見沼区
⑬ 第13会社	染谷	中久喜五右衛門		緑区
⑭ 第14会社	北原	早船儀兵衛	明治26年	緑区
⑮ 第15会社	八丁堤	小島藤七		緑区
⑯ 第16会社	根岸	鈴木惣左衛門	明治26年	川口市
⑰ 第17会社	川口	白根金兵衛	明治26年	川口市

明治7年には、見沼通船堀に関する施設である、関柵や通船会所にあった物置が、旧通船差配の高田貢平から見沼通船会社に売却された。これ以降、見沼通船堀の管理・運営、また定期的な修繕は、見沼通船会社が行うことになり、見沼通船堀の関柵の開閉は第十五(八丁)会社の役割となった。こうして、高田家は完全に見沼通船運営から除外されることになった。

見沼通船会社による運営が始まったころの輸送荷物については、米のほか、赤山渋などがあった。その後も活発に積荷の輸送が行われたが、明治10年代の鉄道開通に伴って、上流部の通船は衰微し、第1、第2、第3会社は明治26年までに廃止となっている。

大正時代以降、道路整備と貨物自動車の増加によって、さらに見沼通船は運営が困難になった。見沼通船堀は、明治35年に西縁の閘門が、大正元年に東縁閘門が、それぞれ改築されているが、使用されたのは10年に満たないほどの期間で、大正期後半には見沼通

船堀は使用されなくなるとされている。昭和6年(1931)2月に通船許可期限切れとともに、通船事業は正式に廃止された。こうして見沼通船は終了し、見沼通船堀の役割も終わりを迎えた。

⑤鈴木家住宅・水神社・木曾呂の富士塚の歴史

A 鈴木家住宅

見沼通船堀の運営に、代々深く関与してきた鈴木家の住宅であり、現在の見沼通船堀のランドマークの一つとなっている。鈴木家の墓石によれば、文政9年(1826)にそれまで鈴木家が居住していた屋敷が火事により損傷したため、新たに屋敷を建設することになり、天保9年(1838)に現在の屋敷が完成したとされている。それ以降、現在まで鈴木家が居住している。



鈴木家住宅の敷地の北側に見沼通船堀西縁が隣接している。また南側にはかつての赤山道である、県道103号線(吉場安行東京線)があり、約70m西側には通船会所が所在した芝川右岸があるなど、水陸交通の要衝に鈴木家が所在している。

昭和30年代に鈴木家住宅で最後の葺き替えが行われるまでは、茅葺であったが、現在は銅板葺の屋根となっている。令和8年度から3年間の予定で、主屋の正面部分の修繕事業を実施する。

B 水神社

芝川の東側に位置する水神社は、見沼通船堀が開通した翌年の享保17年(1732)6月に創建されたと伝わり、水の神である罔象姫命が祀られている。創建当時、所在地は通船会所の用地として、高田・鈴木両家が幕府から拝借している土地である。水神社は見沼通船堀造成当初から、その周辺に住む船頭などの通船関係者によって信仰されてきた。



大正12年(1923)の関東大震災により、水神社本殿が倒壊しているが、関係者が寄付を募り、大正14年には再建された。この経緯については、昭和4年(1929)に建てられた水神社境内にある再建記念碑に記されている。大正15年頃の水神社の祭礼の写真には、祭礼に集まる多くの周辺住民が写されている。

C 木曾呂の富士塚

文化2年(1805)に造立された石碑には富士塚造立の由来が記されており、寛政12年(1800)に築造されたとある。埼玉県下では最も古い富士塚であり、江戸で築造された富士塚の中でも早い時期の築造である。これまでの調査成果からも、①塚が比較的大型の「土盛り型」である点、②崖面を利用して築造することで、崖下からより大きく見えるよう地形を利用し視覚的効果を狙う手法を用いる点など、富士塚築造の初期段階の構造や江戸近郊で見られる特徴をもつことが明らかになっている。



(2) 指定に至る経緯

大正末期には見沼通船堀の利用は行われなくなり、昭和6年の見沼通船の免許の期限切れにより、正式に見沼通船とともに、見沼通船堀の利用が停止した。見沼通船堀は、埼玉県によって、調査が行われ、その成果は昭和8年(1933)に『埼玉県史蹟名勝天然記念物調査報告 自治資料 第5輯 史蹟及天然記念物之部』の中で公表された。

昭和30年には、見沼通船堀は「尾間木通船ほり遺構」として埼玉県指定史跡となり、昭和32年には名称が「見沼通船堀遺構」に変更されている。

その後、浦和市によって国史跡指定に向けた準備が進められ、昭和56年2月12日に浦和市が文化庁へ指定申請書を提出した。これを受けて昭和57年3月13日に文化財保護審議会が文部大臣に対して見沼通船堀の史跡指定の答申を行い、同年7月3日をもって国指定史跡となった。同年11月26日には見沼通船堀の管理団体に浦和市が指定され、昭和59年3月31日に保存管理計画が策定された。

平成元年(1989)には史跡整備計画が策定され、その後整備の準備が進められ、平成5年度に実施設計を行い、平成6年度から平成9年度まで整備工事が行われた。平成14年には、水神社、見沼通船堀東縁と芝川の接合部分、木曾呂の富士塚が追加され、現在の指定範囲となった。

(3) 指定に至るまでの調査成果

①戦前の調査

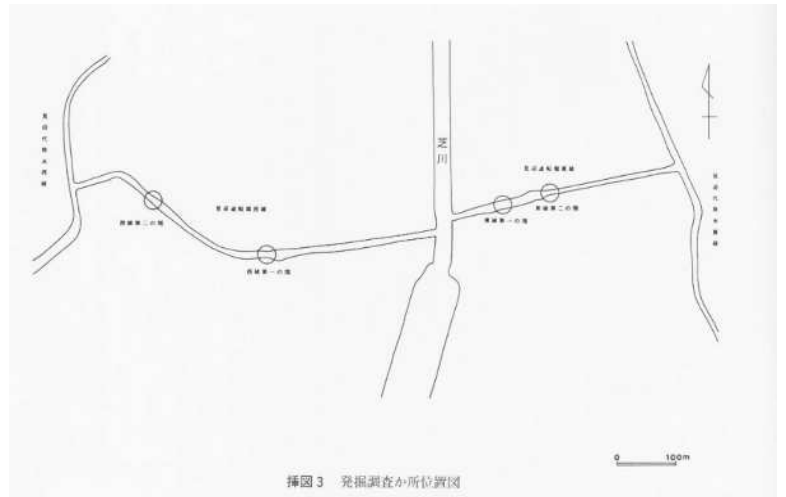
工学博士中川吉造が見沼通船堀の調査を行い、昭和3年に雑誌『水利と土木』の中で「日本最古の閘門に就て」として発表した。この中で、見沼通船堀の現況や構造図、聞き取りなどから、見沼通船堀についてまとめている。次いで、埼玉県が見沼通船堀の調査を行い、その成果は昭和8年(1933年)に『埼玉県史蹟名勝天然記念物調査報告 自治資料 第5

輯『史蹟及天然紀念物之部』として発行された。

②国指定と整備事業前後の調査

見沼通船堀発掘調査（平成3年度）

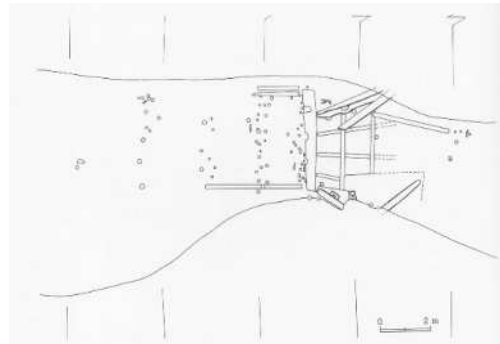
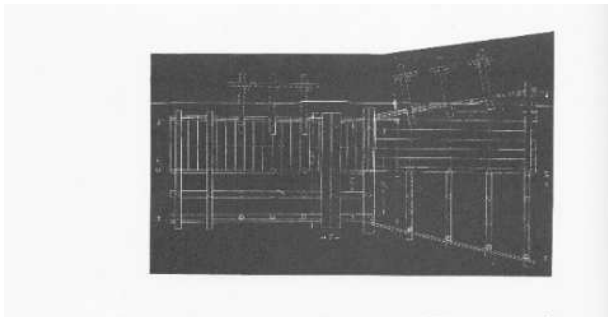
見沼通船堀が国指定史跡となり、管理団体に指定された浦和市は、見沼通船堀の整備事業を行うことになった。整備事業に先立って、見沼通船堀の遺構の残存状況や構造の把握を目的として、平成3年（1991）度に発掘調査を行った。調査箇所は見沼通船堀東縁と西縁のそれぞれ一の関と二の関で、合計4箇所であり、いずれも明治・大正期に建造されたとされる。



挿図3 発掘調査か所位置図

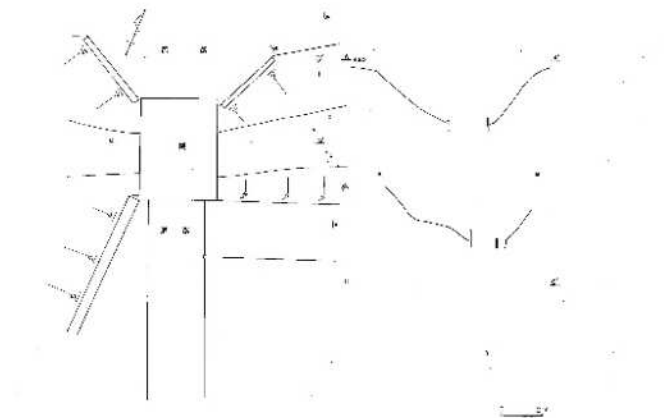
・東縁一の関

泥中に埋もれていたために、良好な状態で遺構が保存されていた。実測の結果、大正元年（1912）制作とされる設計図とほぼ一致していることが分かった。



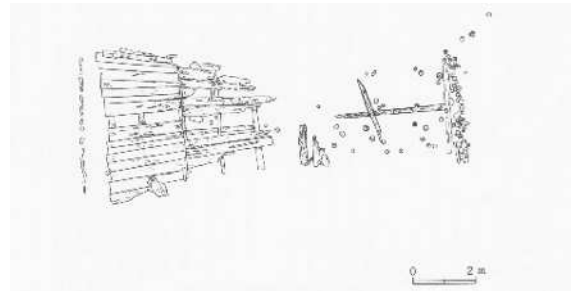
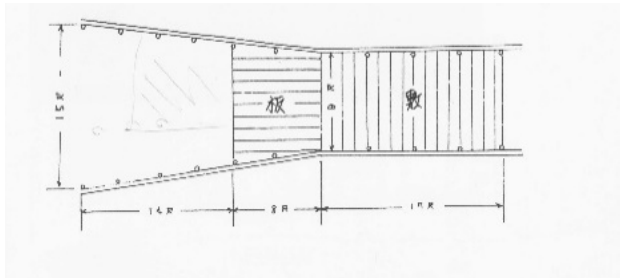
・東縁二の関

杭群（根太支えまたは押さえ）の一部が明らかになったものの、他の材は確認できなかった。



・西縁一の関

発掘調査以前から、遺構が露頭していたが、図化し、年代不明だが明治後期のものと推定される旧見取図と比較したところ、ほぼ合致している。以上のことなどから、明治35年(1902)に改築された時の遺構が残されていたことが分かった。



・西縁二の関

他の三つの関に比べて早くから無くなっていたとされるものであったが、発掘調査からも遺構はほとんど確認されず、関の上流部と考えられる部分のみ明らかとなった。構造は不明ながらも、西縁一の関とほぼ同じであったと推定される。

(4) 指定の状況

① 指定告示

文部省告示第115号(昭和57年7月3日付け、官報第16627号)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和57年7月3日

文部大臣 小川平二

名称	所在地	地域
見沼通船堀	埼玉県浦和市	別図のとおり

備考 別図は省略し、その図面を埼玉県教育委員会及び浦和市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)

庁保記第2の27号

鈴木 裕 ほか1名

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。

昭和57年7月3日

文部大臣
小川平二

記

1. (1) 名称 見沼通船堀
(2) 所在地及び地域 別添のとおり

2. (1) 指定理由

ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡6（その他産業交通土木に関する遺跡）による。

文化庁告示第21号

（昭和25年法律第214号）第71条の2第1項の規定により、史跡見沼通船堀（昭和57年文部省告示第115号）の管理団体としては浦和市（埼玉県）を指定する。

昭和57年11月26日

文化庁長官 佐野文一郎

庁保記第2の38号 浦和市

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条の2第1項の規定により、史跡見沼通船堀（昭和57年文部省告示第115号）の管理団体として、貴市を指定します。

昭和57年11月26日

文化庁長官

佐野文一郎 印

②追加指定告示

文部科学省告示第209号（平成14年12月19日付け、官報号外第275号）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成14年12月19日

文部科学大臣 遠山 敦子

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
見沼通船堀	昭和57年文部省告示第115号	埼玉県さいたま市 大字大間木字悪水 東	別図のとおり 備考 別図は省略

		同 川口市大字東 内野字金崎	し、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会及び川口市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)
--	--	-------------------	---

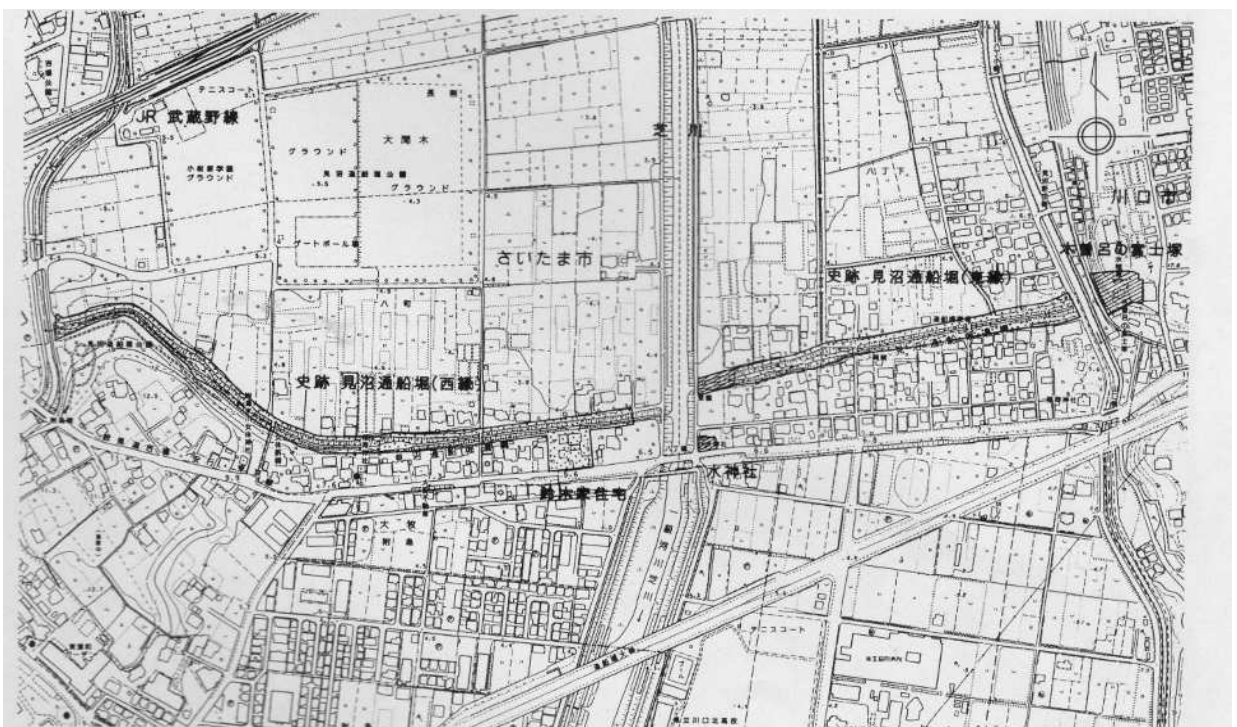
③指定説明文とその範囲

見沼通船堀は、浦和市東郊に所在する我が国最古といわれる閘門式運河の遺構である。江戸幕府の命を受けて井沢弥惣兵衛為永が開削した灌漑用水である。見沼通船堀は、享保13(1728)年に完成したが、その3年後の享保16(1731)年に物資輸送の目的のため、為永によって東縁用水、西縁用水とその中央を流れる芝川を結ぶかたちでつくられたのが見沼通船堀である。通船堀は東縁側で約390メートル、西縁側で約650メートルであるが、用水と芝川との水位差が3メートルもあったため、閘門を用いて水位を調整して通船させた。

江戸幕府は享保16(1731)年、鈴木文平、高田茂右衛門の二人を見沼通船堀の差配に任じ、以後長く通船堀の管理経営はこの両差配のもとに置かれた。

江戸に送られる貨物としては米、粃が最も多く、その他小麦、野菜、榎、木材、漬物、樽柿、味噌、酒等を運搬した。江戸からの貨物には大豆粕、菜種粕、ほしか、下肥などの肥料、塩、魚類、醤油、南京豆、荒物などがあつた。

見沼通船堀は江戸時代初期における土木技術を考える上で、また大都市江戸と後背地間



の流通経済を考える上で貴重であり、東西約1キロメートルに及ぶ運河遺構と通船差配（船割役）鈴木家住宅を史跡に指定し、保存を図るものである。

④指定地の現状

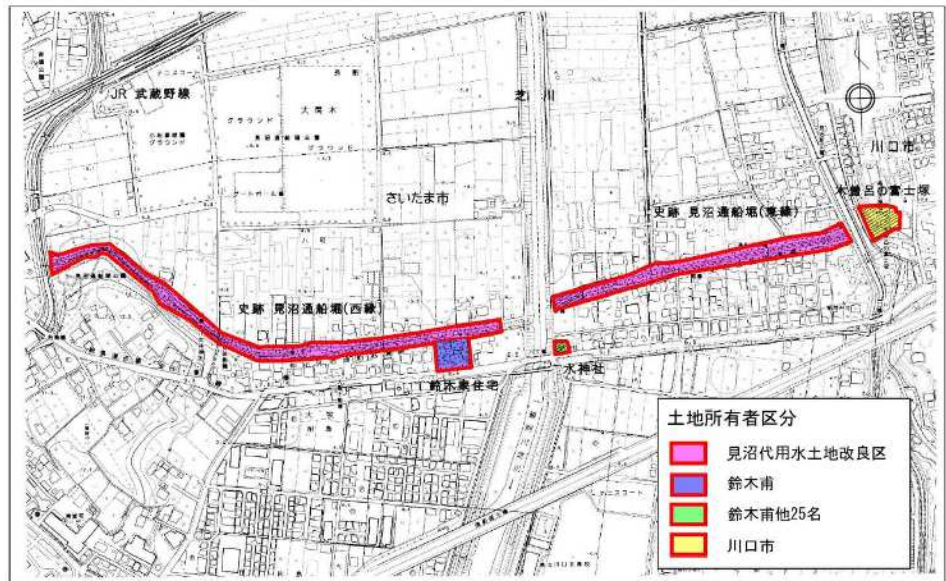
A 土地所有状況

- ①見沼通船堀（西縁・東縁）：見沼代用水土地改良区
- ②鈴木家住宅：鈴木甫
- ③水神社 26名による共有
- ④木曾呂の富士塚 川口市

水神社敷地は、複数所有者による共有地であるが、連絡がつかない所有者もあり、今後の管理に支障が生じる可能性がある。

B 公有化の状況

木曾呂の富士塚については、平成15年に史跡指定範囲の公有化を行っており、今後の公有化の予定はない。見沼通船堀のそれ以外の地区では、公有化は行われていない。『見沼通船堀管理計画』の中で、鈴木家住宅の敷地の公有化について言及があるが、今のところ公有化について具体的な計画はない状況にある。



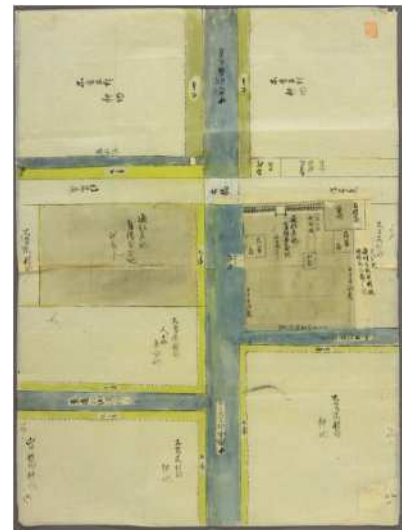
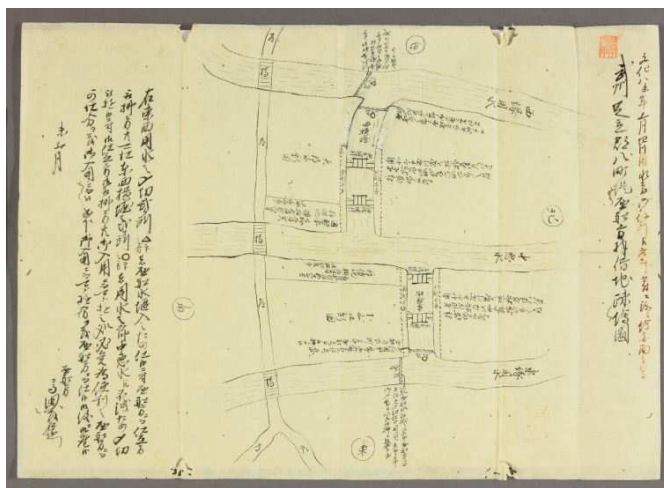
(5) 指定後の調査成果

①歴史学の調査

A 浦和市史編纂事業（昭和56年～昭和63年）

浦和市史編纂事業の中で、見沼通船堀の歴史に関する調査や、歴史資料の調査が行われた。江戸時代後期の見沼通船研究の基礎資料となる「見沼式番通船記録帳」「見沼通船記録帳」「見沼通船御用留」（いずれも慶応義塾大学文学部古文書室蔵）の翻刻が行われ、『浦和市史 第3巻 近世史料編I』の中で紹介されている。

B 早稲田大学図書館所蔵「見沼用水通船図」の調査（令和元年度） さいたま市立博物館が、特別展「見沼～水と人の交流史～」開催のための調査の一環で、早稲田大学図書館所蔵「見沼用水通船図」の調査を行い、見沼通船堀や見沼通船に関する歴史資料が多数発見された。特に見沼通船堀周辺を描いた絵図2点については、見沼通船堀の構造や機能を研究する上で、重要なものである。「見沼用水通船図」資料群の調査によって、見沼通船堀の構造や運営方法の具体像が明らかとなるとともに、見沼通船堀に隣接する大間木新田と下山口新田が、見沼通船堀の運営に深くかかわっていたことが明らかとなった。



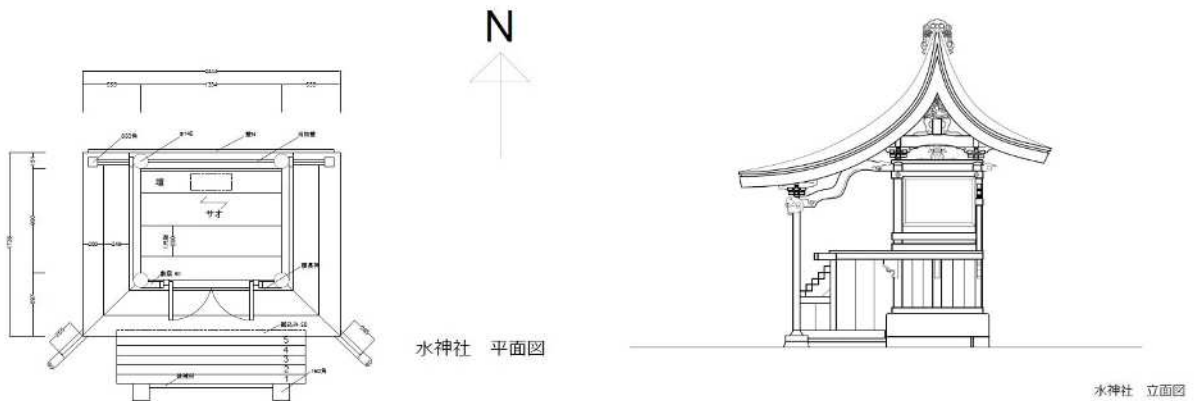
C 見沼通船堀に関する歴史資料の調査（令和3年度～令和7年度）

さいたま市文化財保護課が、保存活用計画策定に向けて、見沼通船堀に関する歴史資料の調査を行った。埼玉県立文書館、国立国会図書館、東京都立公文書館などで、見沼通船堀に関する歴史資料を見つけ出した。これらの資料によって、見沼通船堀の運営面での歴史的事実の積み上げをすることができた。

②建造物調査

A 水神社の建造物調査（令和2年度）

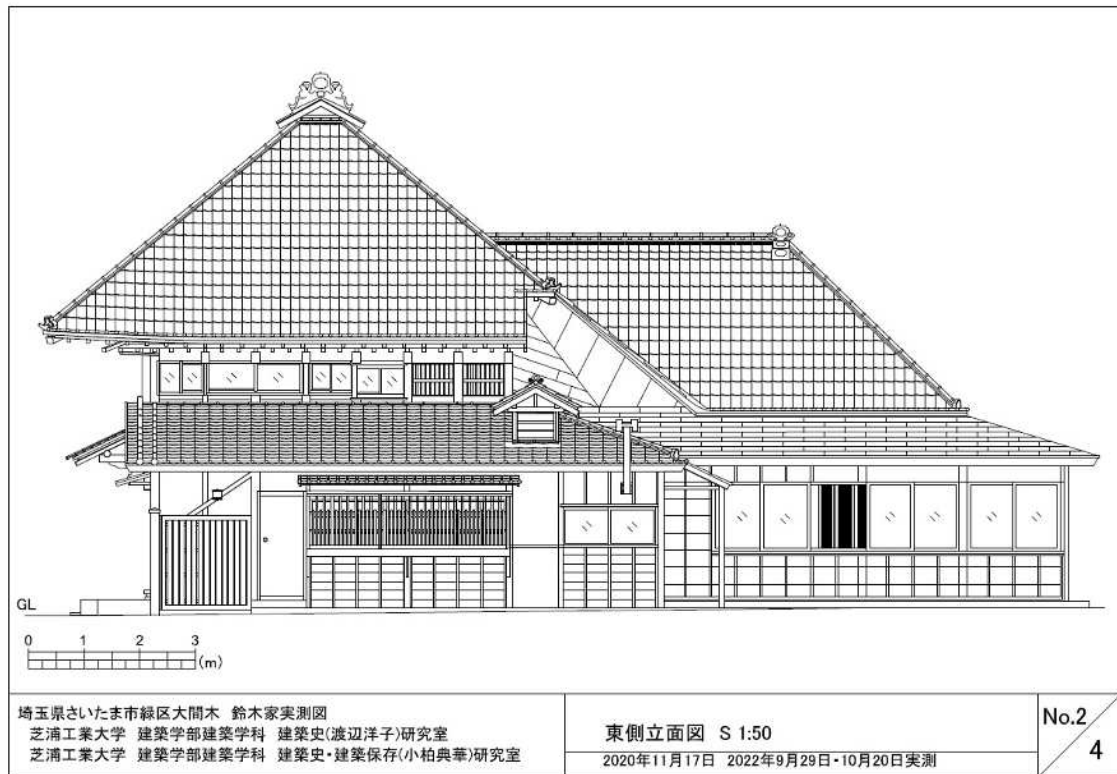
芝浦工業大学渡辺洋子名誉教授と同大小柏典華助手（当時）と同大の大学生・大学院生と、水神社の建造物調査を行い、水神社社殿の平面図と立面図を作成した。



B 鈴木家住宅主屋の建造物調査（令和2～4年度）

芝浦工業大学渡辺洋子名誉教授と同大小柏典華助手（当時）と同大の大学生・大学院生とともに、鈴木家住宅の建造物調査を行った。その結果、鈴木家住宅の江戸時代に建築した主屋部分と土蔵（文庫蔵）の実測図を作成した。





C 鈴木家墓地調査（令和4年度）

芝浦工業大学渡辺洋子名誉教授とともに、鈴木家の墓地調査を行った。鈴木家の墓の文章を翻刻し、鈴木家住宅の建築時期が、従来考えられていた文政期ではなく、天保9年（1838）であることが判明した。

③民俗学調査

浦和市史編纂や浦和博物館による調査で、見沼通船に携わっていた見沼通船堀周辺の船乗りの聞き取り調査が行われた。これにより、近代の船乗り稼業の様相が明らかとなった。また、明治時代末期の見沼通船堀周辺の住民の構成や店舗の営業状況が明らかになった。加えて、さいたま市指定無形民俗文化財「見沼通船舟歌」については、指定時や浦和市史編纂時に調査が行われ、舟歌の歌詞が明らかとなった。

④閘門式運河の調査（平成15年度）

さいたま市立浦和博物館が、見沼通船堀の特徴の一つである閘門式運河について、近世における他の閘門式運河と比較検討するため、全国各地にある閘門式運河や類似する運河の現地調査を行った。各地の閘門式運河の特徴を整理することで、見沼通船堀の閘門式運河としての構造の特殊性などが明らかとなった。

【主な調査先】

- ・小ヶ瀬井路と日田川通船（大分県日田市）
- ・倉安川吉井水門（岡山県岡山市）
- ・一の口水門と高瀬通し（岡山県倉敷市）
- ・勘十郎堀（茨城県東茨城郡茨城町）
- ・堀川と中間唐戸（福岡県中間市）
- ・高瀬川運河（京都府京都市）

⑤市民意識調査

さいたま市広聴課が実施する市民意識調査では、見沼通船堀の認知度を調査項目としている。令和7年度の調査では、見沼通船堀の認知度は39.1%であった。

（6）木曾呂の富士塚の調査成果

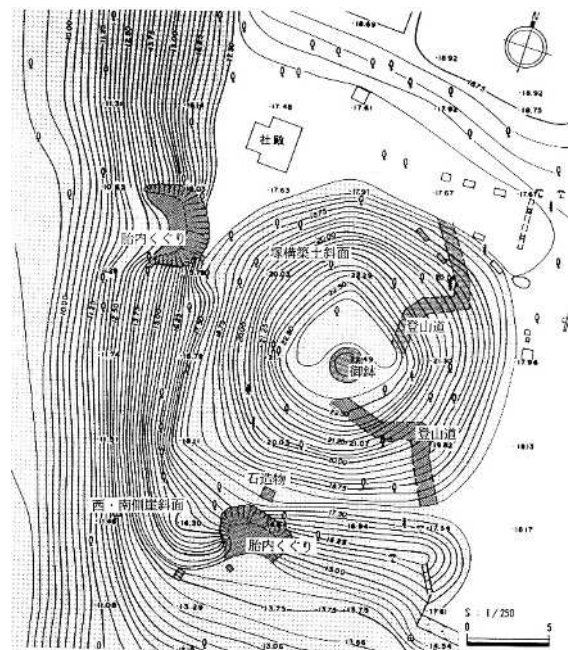
①国指定（国重要有形民俗文化財）と保存修理事業前後の調査

昭和53年（1978）に財団法人日本常民文化財研究所が首都圏を中心とした富士塚の総合調査を実施し、その一環として木曾呂の富士塚の実測と石造物・諸施設の調査が行われた。昭和55年の国重要有形民俗文化財指定後の昭和56年には、川口市教育委員会により植生調査が実施された。また、平成5年（1993）から平成7年にかけて行われた保存修理事業の際、胎内開口部において石碑（食行身禄の墓）、溶岩碑（道標碑）、台座と考えられる石造物等7基と、胎内くぐり開口部で信仰に関係すると考えられる遺構が確認された。

②見沼通船堀・八丁河岸・赤山街道の流通と木曾呂の富士塚

富士塚が早い段階で木曾呂に築造された理由として、見沼通船堀・八丁河岸の流通が大きく影響したと考えられ、見沼通船堀・八丁河岸を通じて早い段階に江戸から富士講の文化が入ってきたためと考えられる。

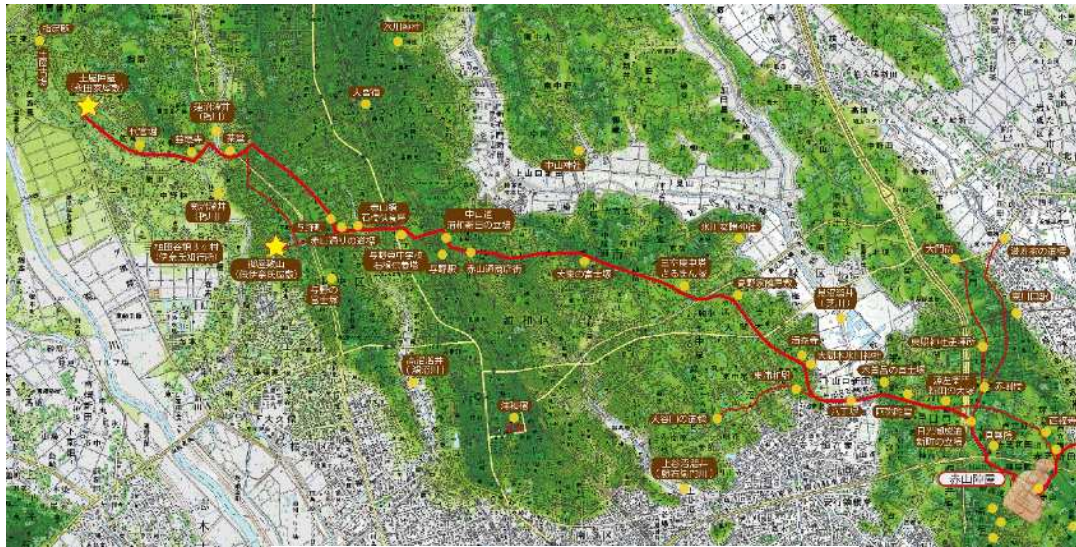
木曾呂の富士塚を築造した丸参講の講員名簿や石碑に刻まれる奉納者には、木曾呂村や八丁河岸近隣に所在する人々とともに、赤山街道沿いに所在する人々の名も見られる。赤山街道沿いには富士塚が点在し、丸参講が造立した道標もみられ、見沼通船堀と赤山街道を経て富士信仰の文化が伝えられたと考えられる。見沼通船堀・八丁河岸と赤山街道が接する流通の拠点に富士塚が築造されこ



とは、見沼通船堀・八丁河岸が江戸の信仰や文化の伝播の場としての役割も担っていたと考

えることもできる。

第●図 木曾呂の富士塚平面図



第●図 木曾呂の富士塚と見沼通船堀・赤山街道

第4章 史跡等の本質的価値

(1) 指定当時の史跡等の本質的価値の明示

指定説明文を踏まえ、昭和57年(1982)の視点から指定当時の本質的価値を以下のとおり整理する。

①江戸時代初期における土木技術を考える上で重要な、我が国最古といわれる閘門式運河

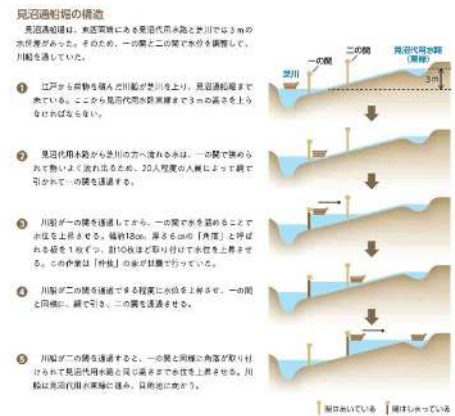
②大都市江戸と後背地間の流通経済の結節点

(2) 新たな価値評価の視点の明示

現在、国史跡指定から40年以上経過し、史資料の発見や、他の閘門式運河の事例研究、調査研究の進展により、指定当初の価値評価の再考が必要であるとともに、新たな視点からも価値評価が可能となってきた。以下では、調査研究の進展や新たな価値評価の視点を踏まえ、改めて史跡見沼通船堀の本質的価値を明示する。

①我が国最古級の閘門式運河であり、木造の関に、角落しを積み上げて水位を上げるといふ他に例がほとんどない構造の運河

国内の閘門式運河の研究が進み、延宝7年(1679)建造の倉安川吉井水門(岡山県岡山市、県指定史跡)や元禄13年(1700)建造の来原岩樋(島根県出雲市)などが紹介されたことから、見沼通船堀が「最古の閘門式運河」という表現は正確ではない。また宝永4年(1707)に着工したものの、未完成のままに建造が中止された勘十郎堀(茨城県東茨城郡茨城町・銚田市、茨城町指定史跡)や、延宝期から貞享期に建造が進められた誕生寺川運河(岡山県岡山市・久米南町)などもある。しかしながら、閘門式運河の構造を持つそれぞれの運河間で、技術伝播が行われた形跡は吉井水門を参考にしたとされる中間唐戸水門以外、ほとんど確認されていない。いずれも同時代に建造されたことは近世土木史を考える上で重要であり、見沼通船堀が「最古級の閘門式運河」であることについては、本質的価値の一つであると考えられる。加えて、木造の関であること、角落しを積み上げて水位を上げるといふ関の構造などは、他の閘門式運河とは異なる、見沼通船堀の特色である。



②見沼代用水や見沼田圃と密接な関りを持ち、東西それぞれに閘門式運河が所在する史跡

見沼通船堀の歴史的経緯を確認すると、見沼代用水と見沼田圃と密接な関係性が確認さ

れる。文化8年の(1811)「武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図」の中でも確認できるように、春から秋にかけての農業の時期には用水利用が行われ、秋から春にかけての農閑期には見沼通船の利用のために、見沼通船堀が使用されていた。見沼通船堀は、見沼代用水西縁と芝川をつなぐ見沼通船堀西縁、見沼代用水東縁と芝川をつなぐ見沼通船堀東縁、というように、二つの堀から構成されており、他の閘門式運河とは異なる特徴を持つ。

③大都市江戸と後背地間の流通経済の結節点であり、周辺地域の中心地としてにぎわいの場所（東西南北の交差点として機能した見沼通船堀）

大都市江戸と見沼代用水周辺地域を結ぶ結節点の役割を果たしていた見沼通船堀では、多くの川船が行きかい、多くの物資が流通していた。また見沼通船堀の中央に位置する芝川右岸部分には、通船会所が所在しており、物置や棧橋が確認されるなど、流通拠点として機能していた。加えて見沼通船堀に隣接して東西に赤山道が走っており、陸上交通との結節点としても機能していた。

④地域住民の生活や生業、信仰地域と密接に関わる史跡

見沼通船堀の操作に大間木新田や下山口新田の住民が関わっていた他、農業の傍ら、船乗り稼業を行うなど、地域住民と見沼通船堀は密接な関係を有していた。多くの川船が集まる見沼通船堀の八丁堤では、様々な生業を有する住民がおり、見沼通船堀は賑わいの場であった。また見沼通船堀とその周辺には、地域住民の信仰の場がある。指定地内の水神社と木曾呂の富士塚、また指定地周辺の附島氷川女体社、稲荷社、大聖不動尊、下山口稲荷社などもある。

明治末期の八丁堤付近の様子



No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	菓子屋	9	小間物屋	17	湯屋	25	玩具屋	33	煎餅屋
2	屋根屋	10	足袋屋	18	菓子屋	26	荒物屋	34	蓐屋
3	土管屋	11	床屋	19	杵抜	27	大工	35	花屋
4	酒屋	12	鈴木家住宅	20	鍛冶屋	28	鍛冶屋	36	小島家住宅
5	魚屋	13	肥料屋	21	煎餅菓子屋	29	集会所	37	材木屋
6	醤油屋	14	建具屋	22	通船会社事務員	30	倉庫		
7	石屋	15	見沼通船会社本社	23	煙草屋	31	杵抜		
8	そば屋	16	通船納屋	24	酒屋	32	船大工		

大牧小学校蔵「明治末期の八丁河岸附近見取図」をもとに作成

(3) 地区区分の設定

既往の保存管理計画などでは、地区区分を設定し、保存管理を行ってきた経緯があるため、本計画においても、地区区分を設定する。なお、史跡範囲外であっても、保存活用計画にとって重要な区域についても併せて区分設定するとともに、本計画の対象外である木曾呂の富士塚も地区区分設定する。

以上の通り、適切な保存管理のために、7つの地区区分を設定する

- ①西縁、②東縁、③鈴木家住宅、④水神社、⑤木曾呂の富士塚、⑥通船会所跡（史跡範囲外）、⑦西縁芝川接合部分（史跡範囲外）



(4) 構成要素の特定

見沼通船堀には本質的価値に代表される総体的な価値が見出せる。史跡指定地にまつわる構成要素については、(I) 城跡の本質的価値を構成する要素、(II) 歴史的経緯を示す諸要素、(III) その他の諸要素に区分し、下表のとおり整理する。

史跡見沼通船堀の構成要素				
地区区分		(I) 本質的価値を構成する諸要素	(II) 歴史的経緯を示す諸要素	(III) その他の諸要素
①西縁	堤塘	堤塘、西縁一の関、西縁二の関跡	仮締切跡	
	園路			サイン、園路
②東縁	堤塘	堤塘、東縁一の関、東縁二の関	仮締切跡	
	園路			休憩施設（トイレ）、サイン、園路
③鈴木家住宅		鈴木家住宅主屋	米蔵・納屋	船小屋、復元船、サイン、敷地内見学

			ゾーン
④水神社	水神社、水神社再建記念碑		サイン、見学ゾーン
⑤木曾呂の富士塚		木曾呂の富士塚	富士塚、社殿、鳥居、石造物、擁壁、サイン、階段

また、史跡外における構成要素について、(IV)本質的価値を構成する可能性がある諸要素と(V)関連する諸要素として区分し、下表のとおり整理する。

史跡範囲外と川口市域の構成要素		
地区区分	(IV)本質的価値を構成する可能性がある諸要素	(V)関連する諸要素
⑥通船会所跡	通船会所跡・見沼通船会社本社跡	
⑦西縁（芝川接合部分）	堤塘	
周辺地域		八丁橋、赤山道、四本竹遺跡、下山口稲荷社、附島氷川女体社、大聖不動尊、八丁観音堂、大間木稲荷社、見沼代用水、西縁本締切跡、東縁本締切跡、芝川、見沼田圃、野田の通船堀、通船会所（新染谷、北袋、上瓦葺、上平野、川口）、神田通船屋敷

第5章 大綱（基本方針）

見沼通船堀は、国内最古級の閘門式運河であり、特色のある角落しを使った独自の仕組みを有する史跡である。この特色ある仕組みを実際に運営したのは、高田家や鈴木家であり、地域住民であった。見沼通船堀周辺には多くの人や物が集まり、陸上輸送も栄え、小型の街場に成長した。

このように見沼通船堀周辺は、江戸と見沼周辺地域の流通経済の中心地であり、各地から物や人が集まるにぎわいの場でもあった。こうした特色を持つ見沼通船堀について、見沼通船堀に関わる様々な主体・市民が共有する史跡の保存・活用の大綱（基本方針）を次のように設定する。

国指定史跡見沼通船堀が目指す姿

地域のシンボルである見沼通船堀の価値を守り、活かし、

誰もが集い、学び、楽しめる、史跡周辺の環境を作る。